



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

条 例

- ◇川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例(第1号).....1837
- ◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第2号).....1837
- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第3号).....1840
- ◇川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例(第4号).....1840
- ◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例(第5号).....1840
- ◇川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例(第6号).....1841
- ◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第7号).....1841
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例(第8号).....1842
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第9号).....1842
- ◇川崎市等々力緑地の球技場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例(第10号).....1843
- ◇川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例(第11号).....1844
- ◇川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例(第12号).....1845
- ◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第13号).....1849
- ◇川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例(第14号).....1851
- ◇川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(第15号).....1851
- ◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する

- 条例(第16号).....1852
- ◇川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(第17号).....1852
- ◇川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例(第18号).....1852
- ◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第19号).....1852

規 則

- ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(第5号).....1853
- ◇川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則(第6号).....1853
- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第7号).....1853
- ◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第8号).....1855
- ◇川崎市立看護大学事務分掌規則(第9号).....1855
- ◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第10号).....1856
- ◇川崎市副市長事務分担規則の一部を改正する規則(第11号).....1867
- ◇川崎市公印規則の一部を改正する規則(第12号).....1867
- ◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則(第13号).....1871
- ◇川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則(第14号).....1871
- ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第15号).....1871
- ◇川崎市市民ミュージアム条例施行規則を廃止する規則(第16号).....1873
- ◇川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第17号).....1873

◇川崎市立看護大学学則(第18号).....1874	◇道路の供用開始(第138号).....1899
◇川崎市保健所長委任規則の一部を改正 する規則(第19号).....1879	◇市道路線の廃止(第139号).....1899
◇川崎市看護師等修学資金貸与条例施行 規則の一部を改正する規則(第20号).....1880	◇指定特定相談の事業の廃止(第140号).....1900
◇川崎市健康増進法施行細則の一部を改 正する規則(第21号).....1881	◇指定障害児通所支援の事業の廃止(第 141号).....1900
◇川崎市難病の患者に対する医療等に関 する法律施行細則の一部を改正する規 則(第22号).....1886	◇議決された予算の公表(第142号).....1900
◇川崎市立看護短期大学学則の一部を改 正する規則(第23号).....1887	◇生活保護法等による指定医療機関の指 定(第143号).....1964
◇川崎市立看護短期大学施設使用規則の 一部を改正する規則(第24号).....1887	◇生活保護法等による指定施術機関の指 定(第144号).....1964
◇川崎市障害者就労支援施設条例施行規 則の一部を改正する規則(第25号).....1887	◇生活保護法等による指定医療機関の辞 退による廃止(第145号).....1964
◇川崎市介護保険条例施行規則の一部を 改正する規則(第26号).....1887	◇生活保護法等による指定医療機関の廃 止(第146号).....1964
◇都市計画法に基づく開発行為等の規制 に関する細則の一部を改正する規則(第 27号).....1888	◇生活保護法等による指定医療機関の変 更(第147号).....1964
◇川崎市マンションの建替え等の円滑化 に関する法律施行細則の一部を改正す る規則(第28号).....1889	◇生活保護法等による指定施術機関の変 更(第148号).....1964
◇川崎市都市公園条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則(第29号)1889	◇住居表示の実施に伴う町区域の設定の 案(第149号).....1964
◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を 改正する規則(第30号).....1889	◇個人情報保護条例の規定による目的外 利用等の届出(第150号).....1966
◇川崎市自転車等の放置防止に関する条 例施行規則の一部を改正する規則(第 31号).....1889	◇指定納付受託者の指定(第151号).....1966
◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する 規則(第32号).....1890	◇生活保護法等による指定介護機関の指 定(第152号).....1966
告 示	◇生活保護法等による指定介護機関の変 更(第153号).....1966
◇入札占用計画の認定(第126号).....1894	◇生活保護法等による指定介護機関の廃 止(第154号).....1966
◇入札占用計画の認定(第127号).....1894	◇生活保護法等による指定介護機関の廃 止(第155号).....1966
◇入札占用計画の認定(第128号).....1894	◇道路区域の変更(第156号).....1967
◇入札占用計画の認定(第129号).....1894	◇道路区域の変更(第157号).....1967
◇入札占用計画の認定(第130号).....1895	◇道路区域の変更(第158号).....1967
◇地縁団体の告示事項の変更(第131号).....1895	◇道路区域の変更(第159号).....1967
◇道路区域の変更(第132号).....1895	◇港湾施設の名称、位置、規模等(第160 号).....1968
◇道路の供用開始(第133号).....1895	◇自転車等の撤去と保管(第161号).....1969
◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要 届出区域の指定(第134号).....1895	◇行旅死亡人の告示(第162号).....1969
◇自転車等の撤去と保管(第135号).....1897	◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時要 届出区域の指定の一部解除(第163号).....1970
◇市道路線の認定(第136号).....1897	◇港湾施設の名称、位置、規模等(第164 号).....1972
◇道路区域の決定(第137号).....1898	◇指定納付受託者の指定(第165号).....1972
	◇指定納付受託者の指定(第166号).....1972
	◇公印の新調(第167号).....1972
	◇公印の改刻(第168号).....1973
	◇公印の廃止(第169号).....1973

◇川崎市一般廃棄物処理実施計画(第170号).....	1973	◇一般競争入札の執行(第544号).....	2039
◇川崎市アートセンターの指定管理者の指定(第171号).....	1981	◇公募型プロポーザルの実施(第545号).....	2040
◇道路区域の変更(第172号).....	1981	◇道路の指定に関する公告の訂正(第546号).....	2041
◇道路区域の変更(第173号).....	1982	◇一団地の総合的設計制度の認定(第547号).....	2041
◇道路の供用開始(第174号).....	1982	◇道路位置の廃止(第548号).....	2041
◇道路区域の変更(第175号).....	1982	◇農用地利用集積計画の制定(第549号).....	2042
◇道路区域の変更(第176号).....	1982	◇開発行為に関する工事の完了(第550号).....	2049
◇道路の供用開始(第177号).....	1982	◇開発行為に関する工事の完了(第551号).....	2049
◇道路区域の変更(第178号).....	1983	◇一般競争入札の執行(第552号).....	2049
◇道路区域の変更(第179号).....	1983	◇公募型プロポーザルの実施(第553号).....	2051
◇道路区域の変更(第180号).....	1983	◇一団地の総合的設計制度の認定の取消し(第554号).....	2052
◇道路の供用開始(第181号).....	1983	◇一般競争入札の執行(第555号).....	2052
◇道路区域の変更(第182号).....	1983	◇道路位置の指定(第556号).....	2055
◇道路の供用開始(第183号).....	1984	◇道路位置の指定(第557号).....	2055
◇定期予防接種の実施(第184号).....	1984	公告(調達)	
◇定期予防接種の実施(第185号).....	1984	◇落札者等の公示(第147号).....	2055
◇定期予防接種の実施(第186号).....	1985	◇一般競争入札の公告(第148号).....	2056
◇定期予防接種の実施(第187号).....	1985	◇落札者等の公示(第149号).....	2057
◇定期予防接種の実施(第188号).....	1985	◇落札者等の公示(第150号).....	2058
◇定期予防接種の実施(第189号).....	1986	◇落札者等の公示(第151号).....	2058
◇定期予防接種の実施(第190号).....	1986	◇一般競争入札の公告(第152号).....	2058
◇定期予防接種の実施(第191号).....	1986	税公告	
◇定期予防接種の実施(第192号).....	1986	◇差押調書(謄本)の公示送達(第34号).....	2060
◇定期予防接種の実施(第193号).....	1987	◇差押調書(謄本)の公示送達(第35号).....	2060
◇定期予防接種の実施(第194号).....	1987	◇差押調書(謄本)の公示送達(第36号).....	2061
◇予防接種の業務を行う医師(第195号).....	1987	◇納税通知書の公示送達(第37号).....	2061
公 告		◇差押調書(謄本)の公示送達(第38号).....	2061
◇開発行為に関する工事の完了(第528号).....	2005	◇差押調書(謄本)の公示送達(第39号).....	2061
◇開発行為に関する工事の完了(第529号).....	2005	◇差押調書(謄本)の公示送達(第40号).....	2061
◇一般競争入札の執行(第530号).....	2005	◇差押調書(謄本)の公示送達(第41号).....	2061
◇公募型プロポーザルの実施(第531号).....	2020	◇差押調書(謄本)の公示送達(第42号).....	2061
◇開発行為に関する工事の完了(第532号).....	2022	◇督促状の公示送達(第43号).....	2062
◇道路位置の指定(第533号).....	2022	◇差押解除通知書の公示送達(第44号).....	2062
◇公募型プロポーザルの実施(第534号).....	2022	◇交付要求通知書の公示送達(第45号).....	2062
◇道路位置の廃止(第535号).....	2024	◇差押調書(謄本)の公示送達(第46号).....	2062
◇一般競争入札の執行(第536号).....	2024		
◇一般競争入札の執行(第537号).....	2029		
◇一般競争入札の執行(第538号).....	2030		
◇一般競争入札の執行(第539号).....	2031		
◇一般競争入札の執行(第540号).....	2033		
◇一般競争入札の執行(第541号).....	2035		
◇一般競争入札の執行(第542号).....	2036		
◇一般競争入札の執行(第543号).....	2038		

.....2062	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第10号).....2074
訓 令	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第11号).....2074
◇川崎市危機管理推進会議規程の一部を改正する訓令(第1号).....2062	◇指定納付受託者の指定(第12号).....2075
◇川崎市総合計画策定推進本部設置規程等の一部を改正する訓令(第2号).....2062	◇川崎市排水設備指定工事店の更新(第13号).....2075
◇川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(第3号).....2063	◇公共下水道の供用開始及び下水道の処理の開始(第14号).....2076
◇川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令(第4号).....2065	上下水道局公告
◇川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令(第5号).....2065	◇一般競争入札の執行(第22号).....2077
上下水道局規程	◇一般競争入札の執行(第23号).....2080
◇川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第4号).....2066	交通局規程
◇川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程(第5号).....2066	◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程(第5号).....2081
◇川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程(第6号).....2067	◇川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程(第6号).....2082
◇川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程(第7号).....2067	◇川崎市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程(第7号).....2083
◇川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程(第8号).....2069	◇川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程(第8号).....2083
◇川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程(第9号).....2070	◇川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程(第9号).....2084
◇川崎市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程(第11号).....2070	◇川崎市交通局公印規程の一部を改正する規程(第10号).....2084
◇川崎市上下水道局委託業務監督規程の一部を改正する規程(第12号).....2071	◇川崎市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程(第11号).....2085
◇川崎市上下水道局企業職員研修規程の一部を改正する規程(第13号).....2071	◇川崎市交通局現業機関設置規程の一部を改正する規程(第12号).....2085
◇川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第14号).....2072	◇川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第13号).....2085
◇川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程(第15号).....2072	◇川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第14号).....2085
◇川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第16号).....2073	◇川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第16号).....2088
◇川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(第17号).....2074	◇川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第17号).....2088
◇川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程(第18号).....2074	◇川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(第18号).....2088
上下水道局告示	

◇労働者災害補償保険法の適用を受ける
川崎市交通局職員の公務災害等に伴う
休業補償等に関する規程の一部を改正
する規程(第19号)……………2088

◇川崎市交通局企業職員の育児休業等に
関する規程の一部を改正する規程(第
20号)……………2088

◇川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当
支給規程の一部を改正する規程(第21
号)……………2089

◇川崎市交通局被服規程の一部を改正す
る規程(第22号)……………2089

◇川崎市交通局会計規程の一部を改正す
る規程(第23号)……………2089

◇川崎市交通局遺失物取扱規定の一部を
改正する規程(第24号)……………2089

交通局告示

◇公印の廃止(第1号)……………2089

◇公金徴収業務の委託(第2号)……………2090

◇公金徴収業務の委託(第3号)……………2090

◇公金徴収業務の委託(第4号)……………2090

◇公金徴収業務の委託(第5号)……………2090

◇公金徴収業務の委託(第6号)……………2090

◇公金徴収業務の委託(第7号)……………2091

◇公金徴収業務の委託(第8号)……………2091

◇公金徴収業務の委託(第9号)……………2091

◇公金徴収業務の委託(第10号)……………2091

交通局公告(調達)

◇落札者等の公示(第4号)……………2091

◇落札者等の公示(第5号)……………2092

◇落札者等の公示(第6号)……………2092

交通局訓令

◇川崎市交通局職員安全衛生委員会規程
の一部を改正する訓令(第1号)……………2093

◇川崎市交通局職員総括安全衛生管理者
等の設置に関する規程の一部を改正す
る訓令(第2号)……………2093

◇川崎市交通局企業職員服務規程の一部
を改正する訓令(第3号)……………2093

◇川崎市交通局企業職員研修規程の一部
を改正する訓令(第4号)……………2093

病院局規程

◇川崎市病院局会計規程の一部を改正す
る規程(第3号)……………2094

◇川崎市病院局企業職員の育児休業等に
関する規程の一部を改正する規程(第4
号)……………2095

◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、休

日、休暇等に関する規程の一部を改正
する規程(第5号)……………2095

◇川崎市病院局会計年度任用職員の勤務
時間、休暇等に関する規程の一部を改
正する規程(第6号)……………2098

◇川崎市病院局企業職員出勤記録整理規
程の一部を改正する規程(第7号)……………2099

◇川崎市病院局旅費支給規程の一部を改
正する規程(第8号)……………2099

◇川崎市病院局企業職員の市内出張旅費
に関する規程の一部を改正する規程(第
9号)……………2100

◇川崎市病院局事務分掌規程の一部を改
正する規程(第10号)……………2100

◇川崎市病院局会計年度任用職員の給与
等に関する規程の一部を改正する規程
(第11号)……………2100

◇川崎市立病院の管理等に関する規程の
一部を改正する規程(第12号)……………2100

病院局公告(調達)

◇落札者等の公示(第7号)……………2101

消防局訓令

◇川崎市消防吏員き章はい用規程の一部
を改正する訓令(第1号)……………2101

◇川崎市消防職員出勤記録整理規程の一
部を改正する訓令(第2号)……………2102

◇川崎市消防職員の隔日勤務に関する規
程の一部を改正する訓令(第3号)……………2102

◇川崎市消防局管理公舎規程の一部を改
正する訓令(第4号)……………2104

◇川崎市消防立入検査証規程の一部を改
正する訓令(第5号)……………2104

◇川崎市消防通信規程の一部を改正する
訓令(第6号)……………2104

◇川崎市消防局警防規程の一部を改正す
る訓令(第7号)……………2106

◇川崎市火災調査に関する規程の一部を
改正する訓令(第8号)……………2106

◇消防職員及び主要機械の配置基準(第9
号)……………2107

◇川崎市消防署の組織に関する規程の一
部を改正する訓令(第10号)……………2114

教育委員会規則

◇川崎市教育委員会事務局事務分掌規則
の一部を改正する規則(第3号)……………2114

◇川崎市立高等学校の管理運営に関する
規則の一部を改正する規則(第4号)……………2115

◇川崎市立高等学校の通学区域に関する

規則の一部を改正する規則 (第5号).....	2115	書面の様式を定める規程の一部を改正する訓令 (第1号).....	2122
◇川崎市立図書館規則の一部を改正する規則 (第6号).....	2116	◇不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する訓令 (第2号).....	2123
教育委員会告示		職員共済組合告示	
◇教育委員会臨時会の招集 (第6号).....	2116	◇川崎市職員共済組合定款の一部変更 (第1号).....	2123
◇重要歴史記念物の指定 (第7号).....	2116	職員共済組合公告	
◇教育委員会定例会の招集 (第8号).....	2116	◇令和4年度事業計画及び予算 (第6号).....	2124
教育委員会訓令		◇任意継続組合員の平均標準報酬月額 (第7号).....	2148
◇川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令 (第2号).....	2116	区公告	
◇川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令 (第3号).....	2117	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第48号)	2148
人事委員会規則		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第49号)	2148
◇川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (第3号).....	2117	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第50号)	2149
◇川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (第4号).....	2118	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第51号)	2149
◇川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則 (第5号)	2119	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第52号)	2149
◇勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則 (第6号).....	2119	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第53号)	2149
◇不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則 (第7号).....	2120	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第54号)	2149
◇川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (第8号).....	2120	◇国民健康保険料等に係る差押調書 (謄本) の公示送達 (川崎区第55号)	2149
◇川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (第9号)	2121	◇国民健康保険料に係る差押調書 (謄本) の公示送達 (川崎区第56号)	2149
◇川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則 (第10号).....	2121	◇国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書 (謄本) の公示送達 (川崎区第57号)	2150
◇川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (第11号)	2121	◇国民健康保険料等に係る差押解除通知書の公示送達 (川崎区第58号)	2150
◇職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則 (第12号)	2121	◇国民健康保険料に係る交付要求通知書の公示送達 (川崎区第59号)	2150
◇川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則 (第13号)	2122	◇後期高齢者医療保険料に係る過誤納金還付 (充当) 通知書の公示送達 (幸区第14号)	2150
◇管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (第14号)	2122	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第15号)	2150
◇川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 (第15号)	2122	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第16号)	2150
人事委員会訓令		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (幸区第17号)	2151
◇勤務条件に関する措置の要求に関する		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送	

達（中原区第13号）……………2151

◇介護保険料に係る督促状の公示送達（中原区第14号）……………2151

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達（中原区第15号）……………2151

◇国民健康保険料に係る差押調書の公示送達（中原区第16号）……………2151

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（高津区第26号）……………2152

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達（高津区第27号）……………2152

◇介護保険料に係る督促状の公示送達（高津区第28号）……………2152

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達（宮前区第11号）……………2152

◇介護保険料に係る督促状の公示送達（宮前区第12号）……………2152

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（宮前区第13号）……………2152

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（多摩区第16号）……………2153

◇介護保険料に係る督促状の公示送達（多摩区第17号）……………2153

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達（多摩区第18号）……………2153

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達（麻生区第14号）……………2153

◇国民健康保険料等に係る交付要求通知書の公示送達（麻生区第15号）……………2153

◇介護保険料に係る督促状の公示送達（麻生区第16号）……………2153

◇国民健康保険料等に係る差押調書（臈本）の公示送達（麻生区第17号）……………2153

◇国民健康保険料等に係る差押調書（臈本）の公示送達（麻生区第18号）……………2154

正 誤

◇第1,839号 ……………2154

条 例

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第1号

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する
条例

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号ウ中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第2号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する
条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市都市ブランド推進事業審査委員会の項を削り、同表川崎市総務企画局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市総務企画局民間活用事業者選定評価委員会	総務企画局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
------------------------	--	-------	-------	----

別表第1川崎市公共事業評価審査委員会の項の次のように加える。

川崎市財政局民間活用事業者選定評価委員会	財政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
----------------------	--	-------	-------	----

別表第1川崎市市民文化局指定管理者選定評価委員会

の項を次のように改める。

川崎市市民文化局民間活用事業者選定評価委員会	市民文化局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
------------------------	--	-------	-------	----

別表第1川崎市こども未来局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市こども未来局民間活用事業者選定評価委員会	こども未来局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定（川崎市保育所等整備事業者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
-------------------------	---	-------	-------	----

別表第1川崎市経済労働局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市経済労働局民間活用事業者選定評価委員会	経済労働局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
------------------------	--	-------	-------	----

別表第1川崎市環境局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市環境局民間活用事業者選定評価委員会	環境局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
----------------------	--	-------	-------	----

別表第1川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会	健康福祉局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
------------------------	--	-------	-------	----

別表第1川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会の項及び川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会の項を削り、同表川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会の項の次に次のように

加える。

川崎市まちづくり局民間活用事業者選定評価委員会	まちづくり局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
-------------------------	---	-------	-------	----

別表第1川崎市建設緑政局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会	建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定（川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
------------------------	---	-------	-------	----

別表第1中

川崎市港湾局指定管理者選定評価委員会	港湾局が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
--------------------	---	------	-------	----

を

川崎市港湾局民間活用事業者選定評価委員会	港湾局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
川崎市臨海部国際戦略本部民間活用事業者選定評価委員会	臨海部国際戦略本部が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年

川崎市危機管理本部民間活用事業者選定評価委員会	危機管理本部が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
-------------------------	---	-------	-------	----

に改め、同表川崎市川崎区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市川崎区民間活用事業者選定評価委員会	川崎区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
----------------------	--	-------	-------	----

別表第1 川崎市幸区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市幸区民間活用事業者選定評価委員会	幸区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
---------------------	---	-------	-------	----

別表第1 川崎市中原区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市中原区民間活用事業者選定評価委員会	中原区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
----------------------	--	-------	-------	----

別表第1 川崎市高津区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市高津区民間活用事業者選定評価委員会	高津区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
----------------------	--	-------	-------	----

別表第1 中

川崎市宮前区指定管理者選定評価委員会	宮前区が所管する公の施設における指定管理者制度の導入の適否並びに指定管理者の選定及び評価に関して調査審議すること。	8人以内	学識経験者	2年
--------------------	---	------	-------	----

を

川崎市宮前区民間活用事業者選定評価委員会	宮前区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
川崎市宮前区市民提案型協働事業審査委員会	宮前区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	2年

に改め、同表川崎市多摩区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市多摩区民間活用事業者選定評価委員会	多摩区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
----------------------	--	-------	-------	----

別表第1 川崎市麻生区指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市麻生区民間活用事業者選定評価委員会	麻生区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
----------------------	--	-------	-------	----

別表第1 川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会の項の次に次のように加える。

川崎市消防局民間活用事業者選定評価委員会	消防局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
----------------------	--	-------	-------	----

別表第2 川崎市教育委員会事務局指定管理者選定評価委員会の項を次のように改める。

川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会	教育委員会が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	10人以内	学識経験者	2年
---------------------------	--	-------	-------	----

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第3号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年川崎市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳若しくは」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、」に、「精神障害者保健福祉手帳に関する情報」を「精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改め、同表の7の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報」に改め、同表の12の項中「身体障害者福祉法による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報」に改め、同表の18の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は障害者関係情報」に改め、同表の19の項中「児童福祉法」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、同法」に改め、同表の27の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報」に改め、同表

の31の項中「児童福祉給付関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、児童福祉給付関係情報」に改め、同表の33の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報」に改め、同表の36の項中「児童福祉給付関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、児童福祉給付関係情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第4号

川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例

（川崎市職員定数条例の一部改正）

第1条 川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「7,267人」を「7,365人」に改め、同条第5号ア中「438人」を「460人」に改め、同号イ中「7,116人」を「7,246人」に改め、同条第8号中「1,433人」を「1,434人」に改める。

（川崎市交通局企業職員定数条例の一部改正）

第2条 川崎市交通局企業職員定数条例（昭和42年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「526人」を「462人」に改める。

（川崎市病院局企業職員定数条例の一部改正）

第3条 川崎市病院局企業職員定数条例（平成16年川崎市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,428人」を「1,493人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第5号

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第21条第4項」を「第21条第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第6号

川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例の一部を改正する条例

川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する条例（平成16年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「の交付を受けた者」を「を利用する者」に、「に当該フリーパスを提示することにより、運送事業者が」を「の」に改め、同条第2号中「川崎市高齢者特別乗車証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた者」を「川崎市高齢者特別乗車証（以下「乗車証」という。）を利用する者」に改め、「、運送事業者に当該証明書を提示し、かつ」を削り、「が運行する」を「の運行する」に改める。

第4条の見出しを「（乗車証の発行）」に改め、同条中「に対し、証明書を交付」を「が規則で定めるところにより乗車証の発行を申請したときは、乗車証を発行」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「交付」を「発行」に改め、同条第2項中「交付」を「発行」に、「証明書」を「乗車証」に改め、同条第3項中「交付」を「発行」に改め、「、証明書を提示し」を削る。

第6条（見出しを含む。）中「証明書」を「乗車証」に改める。

第7条第1項中「証明書の交付を受けた者は、証明書を」を「乗車証及びフリーパスは、」に、「又は貸与し」を「若しくは貸与し、又は担保に供し」に改め、「ならない」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「規定」の次に「（乗車証に関するものに限る。）」を加え、「証明書の交付」を「乗車証の発行」に、「証明書の利用」を「乗車証の利用」に、「から証明書を返還させる」を「の乗車証の利用を停止する」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前項の規定」を「第1項の規定（フリーパスに関するものに限る。）」に、「交付」を「発行」に、「からフリーパスを返還させる」を「のフリーパスの利用を停止する」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 市長は、乗車証又はフリーパスを利用する者が死亡し、又は市外に転出したときは、当該乗車証又はフリーパスの利用を停止するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。（経過措置）

2 改正前の条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定により交付された川崎市高齢者特別乗車証明書又は旧条例第5条の規定により交付された川崎市高齢者フリーパスでこの条例の施行の際現に効力を有するものは、その通用期間中で、かつ、令和4年9月30日までの間に限り、なお従前の例による。（準備行為）

3 川崎市高齢者特別乗車証の申請の手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第7号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第32条」の次に「及び第32条の2」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第19条中「第32条」の次に「及び第32条の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第32条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第32条の2第1項中「前条第1項の」を「第32条第1項の」に、「前条第1項第1号」を「第32条第1項第1号」に改め、同条を第32条の3とする。

第32条の次に次の1項を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第32条の2 当該年度において納付義務者の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を減額して得た額とする。

2 当該年度において前条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

- (1) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に前条第1項各号に規定する場合に応じて当該各号に規定する割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を減額して得た額
- (2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは、「後期高齢者支援金等賦課額」と読み替えるものとする。

附則第2項及び第3項第1号中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の条例の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第8号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成21年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表10の項を次のように改める。

10	大師橋駅前地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大師橋駅前地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	A地区 B地区
----	---------------	--	------------

附則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第9号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1の48の項中「産業道路駅前地区整備計画区域」を「大師橋駅前地区整備計画区域」に、「産業道路駅前地区地区計画」を「大師橋駅前地区地区計画」に改め、同表に次のように加える。

53	生田浄水場地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された生田浄水場地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
----	---------------	--

別表第2の48産業道路駅前地区整備計画区域の表中「産業道路駅前地区整備計画区域」を「大師橋駅前地区整備計画区域」に改め、同表B地区の区域の項の前に次のように加える。

A地区の区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅（1階及び2階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。）、寄宿舎又は下宿 (3) 学校（大学、高等専門学校及び幼稚園を除く。） (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (6) 工場（食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (7) 自動車教習所 (8) 畜舎で床面積の合計が150平方メートルを超えるもの (9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (10) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (11) 倉庫業を営む倉庫 (12) 法別表第2(ト)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建蔽率は、10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかの規定に該当する建築物にあっては10分の7、同項第1号及び第2号の規定に該当する建築物にあっ

	ては10分の8)以下でなければならない。
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、500平方メートル以上でなければならない。
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、巡查派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分については、この限りでない。

別表第2に次のように加える。

53 生田浄水場地区整備計画区域

建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (5) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (6) ホテル又は旅館 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎 (9) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (10) カラオケボックスその他これに類するもの (11) 劇場、映画館又は演芸場 (12) 倉庫業を営む倉庫 (13) 法別表第2(ロ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの (14) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (15) 次に掲げる用途（観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの ア 観覧場 イ 店舗、飲食店その他これらに類するもの
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
建築物の高さの最高限度	建築物（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業の用に供する施設及び水道

	法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する施設を除く。）の高さは、次に掲げる数値以下でなければならない。ただし、第1号の規定を適用する場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のときは、その部分の高さは、12メートルを限度として算入しない。 (1) 15メートル (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに7.5メートルを加えたものの
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市等々力緑地の球技場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第10号

川崎市等々力緑地の球技場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（趣旨）

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、等々力緑地に選定事業（法第2条第4項に規定する選定事業をいう。）により整備されるプロスポーツの試合その他催物又は市民のスポーツ活動等の利用に供することを目的とした球技場及びアリーナ並びに等々力緑地の駐車場（以下これらを「球技場等」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（公共施設等運営権の設定）

第2条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、球技場等の運営等（法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定するものとする。

（民間事業者の選定の手続）

第3条 前条の規定により公共施設等運営権の設定を受けることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、申請書に球技場等の運営等の事業の実

施に関する計画（以下「事業計画」という。）を記載した書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に球技場等の運営等を行うことができると認める者を選定事業者として選定するものとする。

(1) 事業計画の内容が、球技場等の効用を最大限に発揮するとともに管理の効率化が図られるものであること。

(2) 事業計画の内容に沿った球技場等の運営等を安定して行う能力を有すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施方針で定める基準を満たすこと。

(運営等の基準)

第4条 第2条の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、関係法令並びに条例及び条例に基づく規則の規定に従い、球技場等の運営等を行わなければならない。

(業務の範囲)

第5条 公共施設等運営権者は、球技場等を利用させることその他の球技場等の運営等のために必要な業務を行わなければならない。

(利用料金)

第6条 球技場等の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。）の額は、公共施設等運営権者が、球技場等の利用状況等を勘案して、適正に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第11号

川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例（平成24年川崎市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第3項の表中

第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級及び第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000

を

第1種	第2級	平地部	12,000
	第3級及び第4級	平地部	11,000
		山地部	8,000

に、

第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000

を

第3種	第2級	平地部	9,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000

に改め、同条第5項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合にお

いては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第41条中「第8条第1項」の次に「、第10条第1項及び第2項」を加える。

第42条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

本則に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第88号)に規定する基準に適合する構造とするものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、改正後の条例第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第12号

川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第88号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1条・第2条」を「第1条～第2条の2」に改め、「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、

「第6章 自動車駐車場(第22条～第32条)」を

「第6章 自動車駐車場(第22条～第32条)」

「第7章 旅客特定車両停留施設(第33条～第43条)」

に、「第7章」を「第8章」に、「第33条～第36条」を「第44条～第47条」に、「第8章」を「第9章」に、「第37条」を「第48条」に改める。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改め、第1章中同条の次に次の1条を加える。

(災害等の場合の適用除外)

第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改める。

第3条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第4条第3項中「又は」を「若しくは」に改め、「という。)」の次に「又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)」を、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第43条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第44条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第12条第1号本文中「かご」を「籠」に改め、同号ただし書中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第2号及び第3号中「かご」を「籠」に改め、同条第4号中「かご及び」を「籠及び」に、「又は」を「若しくは」に、「により、かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第5号及び第6号中「かご」を「籠」に改め、同条第7号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第8号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第9号から第11号までの規定中「かご」を「籠」に改め、同条第13号本文中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同号ただし書中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第13条中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第23条第2項第2号中「有効幅」を「幅」に、「有効奥行き」を「奥行き」に改める。

第31条第2項第6号中「緊急通報装置」を「緊急通報設備」に改める。

第8章中第37条を第48条とする。

第8章を第9章とする。

第36条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「及び自動車駐車場には」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、第7章中同条を第47条とする。

第35条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第46条とする。
- 2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
- 3 前項の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、

当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第34条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加え、同条を第45条とする。

- 2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第10号の規定による基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条の規定による基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第33条に次の4項を加え、同条を第44条とする。

- 4 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 5 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 7 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 旅客特定車両停留施設（通路）

- 第33条 公共用通路から旅客特定車両の乗降口に至る通

路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接し、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の規定による基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の規定による基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となる

ものを設けない構造とすること。

（出入口）

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

（エレベーター）

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は140センチメートル以上とし、内法奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第4号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

（傾斜路）

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、

12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のものと下り専用のものとをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、

2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。（運行情報提供設備）

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号の規定による基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通

を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第13号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の4第1項中「、100分の2」の次に「(富士見公園にあっては、100分の7)」を加え、同項第1号及び第2号中「100分の10」の次に「(富士見公園にあっては、100分の13)」を加える。

第6条第1項の表富士見公園の項を次のように改める。

富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 相撲場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 クラブハウス関係者室 クラブハウスシャワー パークセンターシャワー 多目的広場 多目的広場照明施設 駐車場
-------	---

第6条第2項の表中「バレーボール場」を削り、

球技場	1月1日	午前9時	12月29日	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
球技場特別室	日から	時から	日から	
球技場放送室	12月31日	午後10時	翌年の	
球技場テレビ・ラジオ中継室	日まで	時まで	1月4日	
球技場関係者			までの日	

室
 多目的屋内施設会議室
 多目的屋内施設シャワー室
 多目的屋内施設ロッカー室
 多目的屋内施設多目的室

球技場照明施設

午後6時30分から午後10時まで

きる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。

を

球技場
 球技場特別室
 球技場放送室
 球技場テレビ・ラジオ中継室
 球技場関係者室
 多目的屋内施設会議室
 多目的屋内施設シャワー室
 多目的屋内施設ロッカー室
 多目的屋内施設多目的室
 多目的広場

球技場照明施設
 多目的広場照明施設

クラブハウス関係者室
 クラブハウスシャワー

パークセンターシャワー

1月1日から12月31日まで

午前9時から午後10時まで

12月29日から翌年の1月4日までの日

市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。

午後6時30分から午後10時まで

午前9時から午後9時まで

午前9時から午後10時30分まで

に改める。

第8条第1項中「有料施設(野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。))、パークボール場、バーベキュー広場、ゴ

ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）、テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）及び駐車場を除く。を「次の表に掲げる有料施設」に、「次の表」を「同表」に改め、同項の表中「テニスコート（」の次に「富士見公園及び」を、「テニスコート照明施設」の次に「（富士見公園に設けるものを除く。）」を加え、バレーボール場の項及び相撲場の項を削り、同表備考第1項中「料金」の次に「（以下「入場料等」という。）」を加え、同表備考第2項中「その他これに類する料金」を「等」に改める。

第8条の2第1項を次のように改める。

第3項の表に掲げる有料施設に係る第7条第2項の承認を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（当該有料施設の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

第8条の2第3項の表中「その他これに類する料金」を「等」に、

テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）		1面 1回	(同)	750円
駐車場	大師公園 及び生田 緑地	普通自動車	1台 1回	1時間まで 200円
			1台 1回	超過時間30分 までごとに 100円
	準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで 500円	
		1台 1回	超過時間30分 までごとに 250円	

を

テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 1回	(同)	1,100円
		入場料等を徴収する場合	同	(同)	6,600円
	大師公園	同	(同)	750円	
テニスコート照明施設（富士見公園に設けるものに限る。）		同	(同)	600円	
専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回（4時間以内）		5,000円	
		同（同）		30,000円	

相撲場	個人利用	1人 1回（2時間以内）	18歳以上の者	200円
			13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。）	100円
クラブハウス関係者室		1回（1時間以内）		1,580円
クラブハウスシャワー		1箇所 1回（5分以内）		100円
パークセンターシャワー		同（同）		100円
多目的広場	全面利用	1回（1時間以内）		6,000円
	3分の1面利用	同（同）		2,000円
	6分の1面利用	同（同）		1,000円
多目的広場照明施設	全面点灯	同（同）		1,200円
	3分の1面点灯	同（同）		400円
	6分の1面点灯	同（同）		200円
駐車場	大師公園	普通自動車	1台 1回	1時間まで 200円
			1台 1回	超過時間30分 までごとに 100円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで 500円
	生田緑地	普通自動車	1台 1回	1時間まで 300円
			1台 1回	超過時間30分 までごとに 150円
		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	1台 1回	1時間まで 700円
1台 1回	超過時間30分 までごとに 350円			

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の承認その他の行為で、この条例の施行の日において改正後の条例の規定により当該行為に相当する行為を行うべきものが改正後の条例第18条の2第1項に規定する指定管理者となるものは、同日以後においては、当該指定管理者の行った利用の承認その他の行為とみなす。

3 改正後の条例第8条の2第3項の表の規定(駐車場(生田緑地に設けるものに限る。)に係る部分に限る。)は、当該規定の施行の日以後に駐車場の利用を終了するものについて適用し、同日前に駐車場の利用を終了したものについては、なお従前の例による。

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第14号

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例

川崎市消防団給与条例(昭和23年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「市外に」を削り、「川崎市旅費支給条例」の次に「(昭和22年川崎市条例第21号)」を加え、同条を第2条とする。

第4条第1項中「以下この条」を「次項から第5項まで」に、「年額36,500円の報酬を」を「次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額を年額報酬として」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 団長 年額 82,500円
- (2) 副団長 年額 69,000円
- (3) 分団長 年額 50,500円
- (4) 副分団長 年額 45,500円
- (5) 部長及び班長 年額 37,000円
- (6) 団員 年額 36,500円

第4条第2項中「報酬」を「年額報酬」に、「支給し、その支給月は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分け、それぞれの期の翌月とする」を「支給する」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の報酬のほか、」を削り、「報酬を」を「報酬の額を第1項各号に掲げる年額報酬の額に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 消防団員が第1項各号に掲げる年額報酬の額の異なる階級に異動した場合は、異動した日から異動後の階級に応じた額の年額報酬を支給する。

第4条に次の3項を加える。

6 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、勤務した期間の日数に応じて日割によって計算した額とする。

7 消防団員が次の各号に掲げる職務に従事する場合においては、当該各号に定める額を出動報酬として支給する。

- (1) 災害の防除 1日につき 8,000円

(2) 訓練その他必要な職務 1日につき 3,500円

8 前項各号に掲げる出動報酬の額に、職務に従事した時間が同項第1号の職務にあつては1日につき7時間45分、同項第2号の職務にあつては1日につき3時間30分を超える時間1時間につき1,000円を加算して支給する。

第4条を第3条とする。

第5条中「消防団長を経て」を「4月から9月まで及び10月から翌年3月までの2期に分け、それぞれの期の最終月の翌月に」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定により支給期月ごとに支給する給与のうち前条第1項の年額報酬の額は、同項各号に掲げる年額報酬の額に100分の50を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第2項又は第3項の規定により年額報酬を支給する場合であつて、期の初日から支給するとき以外のとき又は期の末日まで支給するとき以外のときは、第1項の規定により支給期月ごとに支給する給与のうち同条第1項の年額報酬の額は、前項の規定により乗じて得た額を基礎として、勤務した期間の日数に応じて日割によって計算した額とする。

第5条を第4条とする。

第6条及び第7条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の分として支給される報酬及び費用弁償について適用し、同日の前日までの分として支給される報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第15号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第22条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第26条を第28条とし、第25条の次に次の2条を加える。
(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第26条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出た場合は、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第16号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第17号

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及

び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第18号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例(昭和31年川崎市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「及び臨海部国際戦略本部」を「臨海部国際戦略本部及び危機管理本部」に改める。第13条の次に次の1条を加える。

(委員会開催の特例)

第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があると認める場合又は大規模な災害の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難であると認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用した委員会を開催することができる。

2 委員は、前項の場合において、オンラインによる方法により委員会に出席することを希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第15条第1項及び第29条の出席委員とする。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。第18条に次のただし書を加える。

ただし、第13条の2の規定によりオンラインによる方法を活用して開催する委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第19号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条中「とき」を「場合（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって出席したときを除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

規 則

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第5号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例（令和2年川崎市条例第51号）の施行期日は、令和4年4月1日とする。

川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第6号

川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号中「小型油槽船係留施設」の次に「事務所附帯施設（給油施設に限る。）」を加え、同条第3号中「事務所附帯施設」の次に「（給油施設を除く。次条第3号イにおいて同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第7号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年川崎市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第1号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第3条第5項第1号に次のように加える。

エ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第5項第2号中「次に掲げる」を「前号アからエまでに掲げる」に改め、同号ア及びイを削る。

第3条第5項第3号中イをエとし、アをイとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第5項第3号にアとして次のように加える。

ア 当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者の扶養義務者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第3条第7項第1号中ケをサとし、オからクまでをキからコまでとし、エをオとし、オの次に次のように加える。

カ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第7項第1号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第3条第12項第1号中「（昭和35年法律第37号）」を削り、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第12項第2号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する」を「前号アからウまでに掲げる」に改める。

第3条第12項第3号中イをエとし、アをイとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第12項第3号にアとして次のように加える。

ア 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第3条第14項第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該措置に係る者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第18項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第3条第18項に次の1号を加える。

(4) 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第19項第1号中オをキとし、エをカとし、ウをエとし、エの次に次のように加える。

オ 当該請求に係る障害児又は特別障害者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第19項第1号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該請求に係る障害児に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第3条第19項第2号中オをキとし、エをカとし、ウをエとし、エの次に次のように加える。

オ 当該届出に係る障害児又は特別障害者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第19項第2号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該届出に係る障害児に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第3条第19項第3号中オをキとし、エをカとし、ウをエとし、エの次に次のように加える。

オ 当該届出に係る障害児に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第19項第3号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該届出に係る障害児に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第3条第27項第1号中キをケとし、ウからカまでをオからクまでとし、イをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該申請を行う障害者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
第3条第27項第1号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該申請に係る障害児に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
第3条第27項第2号中カをクとし、ウからオまでをオからキまでとし、イをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該変更に係る障害者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
第3条第27項第2号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該変更に係る障害児に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
第3条第27項第4号中キをケとし、ウからカまでをオからクまでとし、イをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該変更に係る障害者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
第3条第27項第4号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該変更に係る障害児に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
第3条第31項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを第6号から第8号までとし、第3号を第4号とし、同号の次に次のように加える。

(5) 当該申請に係る重度障害者等に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報
第3条第31項中第2号を第3号とし、同項第1号中「(神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第2条の重度障害者等をいう。以下この項において同じ。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次のように加える。

(1) 当該申請に係る重度障害者等(神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例第2条の重度障害者等をいう。以下この項において同じ。)に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報
第3条第33項第1号中ケをサとし、ウからクまでをオからコまでとし、同号中イをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第33項第1号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第3条第33項第2号中「エ」を「カ」に改める。

第3条第36項第1号中ネをハとし、コからヌまでをシからノまでとし、ケをコとし、コの次に次のように加える。

サ 知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第36項第1号中クをケとし、アからキまでをイからクまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第8号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1生田の項中「158」を「100」に改め、同表真福寺の項中「100」を「8」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月31日から施行する。

川崎市立看護大学事務分掌規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第9号

川崎市立看護大学事務分掌規則
(組織)

第1条 川崎市立看護大学（以下「看護大学」という。）は、健康福祉局に属する。

2 看護大学に事務局及び図書館を置く。

3 事務局に総務学生課を置く。

(事務分掌)

第2条 事務局及び図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

事務局

- (1) 地域との連携に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 公開講座に関すること。
- (3) 研究事務に関すること。
- (4) 大学院設置の準備に関すること。

総務学生課

- (1) 看護大学の施設の維持管理に関すること。
- (2) 評議会、教授会（教授会の下に設置される委員会を含む。）及び自己点検・評価委員会に関すること。
- (3) 看護大学の規程に関すること。
- (4) 学生の入学、退学、卒業及び学籍に関すること。
- (5) 教育課程及び授業に関すること。
- (6) 図書館に係る図書及び資料の管理に関すること。
- (7) 学生の厚生及び保健衛生に関すること。
- (8) 学生の課外活動に関すること。
- (9) その他学生及び学生団体に関すること。
- (10) 他の所管に属しないこと。

図書館

- (1) 図書及び資料の管理に関すること。

(職員)

第3条 看護大学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

2 看護大学に副学長を置くことができる。

3 事務局に事務局長を、図書館に図書館長を置く。

4 課に課長を置く。

5 事務局に担当課長、課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。

(職務)

第4条 学長は、上司の命を受け、校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副学長は、学長の命を受け、校務（学部及び図書館の事務を除く。）に関し、学部長は、学部の事務に関し、学長を補佐する。

3 図書館長は、学長の命を受け、図書館の事務を掌理する。

4 事務局長及び課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 担当課長、課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

6 主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(職務の代理)

第5条 学部長及び図書館長に事故があるときは、あらかじめ学長が定める者がその職務を代理する。

2 第3条第3項から第5項までに規定する職員（図書館長及び主任を除く。）に事故があるときは、本務の直近下位の職員がその職務を代理する。

(担当事務)

第6条 担当課長、課長補佐及び担当係長（あらかじめ担当事務を指定された者を除く。）の担当事務は、健康福祉局長が総務企画局長と協議の上定める。

2 主任の担当事務は、課長又は担当課長が定める。

3 課又は課に相当する内部組織の職員（第3条に定め

る職員を除く。)の配置及び担当事務は、課長又は担当課長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

制 定 理 由

川崎市立看護大学の事務分掌を定めるため、この規則を制定するものである。

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第10号

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則
(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条総務企画局の表中

ICT推進課	
システム管理課	

を

情報化施策推進室	
----------	--

に、

人事課	
-----	--

を

人事課	
人材育成課	

に、

行政改革マネジメント推進室	
危機管理室	

を

行政改革マネジメント推進室	
---------------	--

に改め、同条市民文化局の表中

市民スポーツ室	
オリンピック・パラリンピック推進室	

を

市民スポーツ室	
---------	--

に改め、同条経済労働局の表中

国際経済推進室	
産業振興部	
工業振興課	工業振興係 ものづくり・ICT支援係 操業環境整備係
商業振興課	商業振興係 商店街支援係
観光プロモーション推進課	
金融課	指導係
イノベーション推進室	

を

経営支援部	
経営支援課	
金融課	指導係
観光・地域活力推進部	
イノベーション推進部	

に改め、同条環境局の表中「地球環境推進室」を「脱炭素戦略推進室」に改め、同条健康福祉局の表中

保健医療政策室	
保健所	
健康増進課	
環境保健課	認定給付係 保健福祉係
医事・薬事課	
生活衛生課	
感染症対策課	
食品安全課	

を

保健医療政策部	
---------	--

に改め、同表医療保険課の項中「管理係」、「資格賦課係」及び「給付係」を削り、同条建設緑政局の表中

みどりの協働推進課	
みどりの保全整備課	
多摩川施策推進課	協働推進係 計画調整係

を

「

みどりの事業調整課	
みどり・多摩川協働推進課	
みどりの保全整備課	
緑化フェア推進室	

」

に、

「

道路施設課	調査係 道路維持改良係 安全施設係 橋りょう維持係 電気設備維持改良係 機械設備維持改良係
-------	---

」

を

「

施設維持課	調査係 道路維持改良係 安全施設係 橋りょう維持係 電気設備維持改良係 機械設備維持改良係 河川設備維持改良係
-------	---

」

に改め、同条臨海部国際戦略本部の表中「臨海部事業推進部」を「事業推進部」に、「国際戦略推進部」を「成長戦略推進部」に改め、同表の次に次の1表を加える。

危機管理本部

危機管理部
危機対策部

第2条の表シティプロモーション推進室の部中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次のように加える。

(4) 市制100周年記念事業の推進に係る企画及び調整に関すること。

第2条の表中

「 都市政策部

- (1) 広域行政に関すること。
- (2) 国の中長期計画に関すること。
- (3) 市長会に関すること。
- (4) 指定都市市長会事務局との連絡調整に関すること。
- (5) 地方分権に関すること。
- (6) 国家戦略特区の推進に係る総合調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 」

を

「 都市政策部

- (1) 広域行政に関すること。
- (2) 国の中長期計画に関すること。
- (3) 市長会に関すること。

(4) 指定都市市長会事務局との連絡調整に関すること。

(5) 地方分権に関すること。

(6) 特別自治市制度に関すること。

(7) 国家戦略特区の推進に係る総合調整（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 」

に改め、同表総務部の部庶務課の項第6号中「局指定管理者選定評価委員会」を「局民間活用事業者選定評価委員会」に改め、同表情報管理部の部中ICT推進課の項及びシステム管理課の項を削り、同部の次に次のように加える。

情報化施策推進室

- (1) 情報化施策に係る調査研究、総合企画及び調整に関すること。
- (2) 情報化施策に係る推進組織の運営に関すること。
- (3) 情報化施策に係る総合的な評価及び最適化に関すること。
- (4) 情報化施策に係る予算の調整に関すること。
- (5) 情報技術を活用した事務改善（デジタル化推進室及び行政改革マネジメント推進室の所管に属するものを除く。）に係る指導及び調整に関すること。
- (6) 社会保障・税番号制度の運用の総括に関すること。
- (7) 情報セキュリティの総括に関すること。
- (8) 主管に属する情報システムに関すること。
- (9) 情報システムの開発及び運用の支援に関すること。
- (10) 庁内情報通信基盤に関すること。
- (11) 庁内情報ネットワークに関すること。

第2条の表人事部の部人事課の項の次に次のように加える。

人材育成課

- (1) 人材育成及び能力開発に関すること。
- (2) 職員の意識改革に関すること。
- (3) 研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 職場研修の指導に関すること。

第2条の表人事部の部総務事務センターの項に次のように加える。

(7) ワークステーション機能の整備に関すること。

第2条の表行政改革マネジメント推進室の部中第11号から第14号までを削り、第15号を第11号とし、同表危機管理室の部を削る。

第3条の表財政部の部庶務課の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次のように加える。

(6) 局民間活用事業者選定評価委員会に関すること。

第4条の表中

「 市民生活部

」

を

「(1) かわさきパラムーブメントに係る施策の企画及び総合調整に関すること。

市民生活部

に改め、同表市民生活部の部企画課の項第4号中「局指定管理者選定評価委員会」を「局民間活用事業者選定評価委員会」に改め、同部地域安全推進課の項第2号中「犯罪被害者等支援相談」を「犯罪被害者等支援」に改め、同表オリンピック・パラリンピック推進室の部を削り、同表市民文化振興室の部中第9号を削り、第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次のように加える。

(5) 新たな博物館、美術館に関すること。

第4条の表市民文化振興室の部中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次のように加える。

(12) 市民ミュージアムとの連絡調整に関すること。

第5条の表産業政策部の部庶務課の項第5号中「局指定管理者選定評価委員会」を「局民間活用事業者選定評価委員会」に改め、同部消費者行政センターの項に次のように加える。

(8) 計量検査所との連絡調整に関すること。

第5条の表産業政策部の部の次に次のように加える。

経営支援部

経営支援課

- (1) 課の市税外収入に関すること。
- (2) 産業振興施策の推進に関すること（観光・地域活力推進部及びイノベーション推進部の所管に属するものを除く。）。
- (3) 商工業関係団体等との連絡調整に関すること（観光・地域活力推進部の所管に属するものを除く。）。
- (4) 中小企業等の経営革新に関すること。
- (5) 中小企業等の経営相談及び調査研究に関すること（観光・地域活力推進部の所管に属するものを除く。）。
- (6) 企業誘致に関すること。
- (7) 産業立地の指導及び誘導に関すること。
- (8) 海外との産業交流の促進に関すること。
- (9) 国際経済及び貿易の振興に関すること。
- (10) 産業振興会館に関すること。

金融課

- (1) 中小企業等の金融制度の企画及び金融対策に関すること。
- (2) 中小企業等の金融の相談、調査及び指導に関すること。
- (3) 川崎市信用保証協会に関すること。
- (4) 中小企業溝口事務所との連絡調整に関すること。

観光・地域活力推進部

- (1) 観光施策の推進に関すること。
- (2) 商業振興施策の推進に関すること。
- (3) 商業関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) 大規模小売店舗の立地に関すること。
- (5) 中小企業等の経営相談及び調査研究に関すること（経営支援部の所管に属するものを除く。）。
- (6) 川崎じもと応援券に関すること。
- (7) 観光振興計画推進委員会に関すること。
- (8) 大規模小売店舗立地審議会に関すること。
- (9) コンベンションホールに関すること。
- (10) 川崎アゼリア株式会社に関すること。

イノベーション推進部

- (1) 部の市税外収入に関すること。
- (2) 起業及び創業の促進に関すること。
- (3) 成長産業の創出及び育成に関すること。
- (4) 新川崎・創造のもりに関すること。
- (5) 科学技術振興に係る施策の推進に関すること。
- (6) 環境産業振興施策の推進に関すること。
- (7) かわさき新産業創造センターに関すること。

第5条の表中国際経済推進室の部、産業振興部の部及びイノベーション推進室の部を削り、同表公営事業部の部業務課の項第5号中「臨時従事員」を「従事員」に改める。

第6条の表総務部の部庶務課の項第7号中「局指定管理者選定評価委員会」を「局民間活用事業者選定評価委員会」に改め、同表地球環境推進室の部を次のように改める。

脱炭素戦略推進室

- (1) 脱炭素化の推進その他地球温暖化対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 再生可能エネルギーの普及促進及び省エネルギーの取組の促進に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第7条の表総務部の部企画課の項第4号中「局指定管理者選定評価委員会」を「局民間活用事業者選定評価委員会」に改め、同部保健福祉システム課の項に次のように加える。

(3) 保健所総合システムに関すること。

第7条の表総務部の部施設課の項中第2号を削り、同表長寿社会部の部高齢者在宅サービス課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表障害保健福祉部の部障害者社会参加・就労支援課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同表保健医療政策室の部を削り、同表保健所の部を次のように改める。

保健医療政策部

- (1) 地域保健施策の主要事業の企画及び調整に関すること。

- (2) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 神奈川県公衆衛生協会に関すること。
- (4) 保健医療政策に係る施策及び事業の調整に関すること。
- (5) 看護師充足対策に関すること。
- (6) 医療関係団体との連絡調整に関すること。
- (7) 地域医療施策の計画推進に関すること。
- (8) 地域保健施策の推進に関すること。
- (9) 健康づくり施策の推進に関すること。
- (10) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。
- (11) 一般介護予防事業に関すること（地域包括ケア推進室の所管に属するものを除く。）。
- (12) 健康増進法に基づく栄養改善及び調査に関すること。
- (13) 食育の推進に関すること。
- (14) 食品表示の総括等に関すること。
- (15) 原爆被害者の保健に関すること。
- (16) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (17) 国民健康保険法に基づく保健事業に関すること（医療保険課の所管に属するものを除く。）。
- (18) 後期高齢者の健康診査に関すること。
- (19) 歯科保健の企画、調整及び推進に関すること。
- (20) 公害健康被害補償事業に関すること。
- (21) 公害保健福祉事業に関すること。
- (22) 公害に係る健康被害の予防に関すること。
- (23) 公害に係る健康調査に関すること。
- (24) 公害に係る健康管理及び保健指導に関すること。
- (25) 成人ぜん息患者医療費助成に関すること。
- (26) 環境衛生の普及啓発に関すること。
- (27) 環境衛生関係営業の監視、指導、許可等に関すること。
- (28) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (29) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策に関すること。
- (30) 市民葬儀及び葬祭場（まちづくり局総務部まちづくり調整課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (31) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等に関すること。
- (32) 狂犬病予防及び動物の愛護に関すること。
- (33) 食品衛生の普及啓発に関すること。
- (34) 食品衛生関係営業の監視、指導、許可等に関すること。

- (35) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- (36) 救急医療対策に関すること。
- (37) 災害時医療対策に関すること。
- (38) 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関すること。
- (39) 感染症に係る知識の普及啓発に関すること。
- (40) 感染症に係る医療の提供に関すること。
- (41) 予防接種に関すること（新型コロナウイルスワクチン調整室の所管に属するものを除く。）。
- (42) 医務に関すること。
- (43) 薬務に関すること。
- (44) 血液対策センターに関すること。
- (45) 保健所運営協議会に関すること。
- (46) 地域医療審議会に関すること。
- (47) 食育推進会議に関すること。
- (48) 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害補償診療報酬等審査会に関すること。
- (49) 成人ぜん息患者医療費助成認定審査会に関すること。
- (50) 市民葬儀運営協議会に関すること。
- (51) 感染症診査協議会（結核に係るものを除く。）、感染症対策協議会及び予防接種運営委員会に関すること。
- (52) 血液対策協議会に関すること。
- (53) 医療安全相談センター運営協議会に関すること。
- (54) 精度管理専門委員会に関すること。
- (55) 保健所支所との連絡調整に関すること。
- (56) 動物愛護センターとの連絡調整に関すること。
- (57) 中央卸売市場食品衛生検査所との連絡調整に関すること。
- (58) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターに関すること。

第8条の表中

「 総務部

- (1) 児童福祉法等に係る指導監査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 社会福祉法人（他の所管に属するものを除く。）の認可に関すること。

を

「 総務部

- (1) 保健及び福祉に係る危機管理（局の所管に属するものに限る。）に関すること。
- (2) 児童福祉法等に係る指導監査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 社会福祉法人（他の所管に属するものを除く。）の認可に関すること。

に改め、同表総務部の部企画課の項第7号中「局指定管理者選定評価委員会」を「局民間活用事業者選定評価委員会」に改め、同表こども支援部の部こども家庭課の項第3号中「子育て世帯生活支援特別給付金」を「子育て世帯への臨時特別給付金」に改める。

第9条の表総務部の部庶務課の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次のように加える。

(8) 局民間活用事業者選定評価委員会に関する事

第9条の表市街地整備部の部地域整備推進課の項第3号中「防災まちづくり推進課」の次に「、建築管理課」を加え、同部防災まちづくり推進課の項第6号中「法律」の次に「第102条第2項第1号」を加え、同表指導部の部建築管理課の項中第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次のように加える。

(12) バリアフリー基本構想に関する事

(13) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定に関する事

第9条の表指導部の部建築管理課の項第11号を次のように改める。

(11) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項第2号から第5号までの規定に基づく除却の必要性に係る認定に関する事

第10条の表総務部の部庶務課の項第8号中「局指定管理者選定評価委員会」を「局民間活用事業者選定評価委員会」に改め、同部企画課の項中第10号を削り、同表広域道路整備部の部中第4号を削り、同表中

「 緑政部

(1) 全国都市緑化フェアの開催の準備に関する事。」

を

「 緑政部 」に改め、同表緑政部の部みどりの管理課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項の次に次のように加える。

みどりの事業調整課

- (1) 公園、緑地等に係る事業の総合調整及び総括に関する事。
- (2) 公園、緑地等への民間活力の導入に係る調整に関する事。
- (3) 公募対象公園施設設置等予定者選定委員会に関する事。
- (4) 多摩川プラン推進会議に関する事。

第10条の表緑政部の部みどりの協働推進課の項中「みどりの協働推進課」を「みどり・多摩川協働推進課」に改め、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、

第4号の次に次のように加える。

(5) 多摩川の市民利用の推進及び広域連携に関する事。

第10条の表緑政部の部みどりの保全整備課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次のように加える。

(6) 多摩川管理事務所及び関係機関との連絡調整に関する事。

第10条の表緑政部の部中多摩川施策推進課の項を削り、同部の次に次のように加える。

緑化フェア推進室

(1) 全国都市緑化かわさきフェアの開催に係る企画及び総合調整に関する事。

第10条の表道路管理部の部管理課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を削り、同表道路河川整備部の部道路施設課の項中「道路施設課」を「施設維持課」に改め、同項第7号中「道路附属物」の次に「及び河川管理施設」を、「都市基盤整備事務所」の次に「及び区役所道路公園センター」を加える。

第11条の表港湾振興部の部庶務課の項第9号中「局指定管理者選定評価委員会」を「局民間活用事業者選定評価委員会」に改める。

第12条の表臨海部事業推進部の部中「臨海部事業推進部」を「事業推進部」に改め、同部第5号を次のように改める。

(5) 本部民間活用事業者選定評価委員会に関する事。

第12条の表国際戦略推進部の部中「国際戦略推進部」を「成長戦略推進部」に改め、第4号を第5号とし、第3号の次に次のように加える。

(4) 臨海部の産業に係るカーボンニュートラルの推進に関する事。

第18条を第19条とする。

第17条第1項中「及び本部長」を「、本部長及び危機管理監」に改め、同条第3項中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「及び本部長」を「、本部長及び危機管理監」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「、本部長」を削り、「室長、所長並びに副所長」を「本部長、危機管理監並びに室長」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第10項までを1項ずつ繰り上げ、同条を第15条とする。

第13条第1項中「、本部に本部長」を削り、同条第2項中「総務企画局」を「臨海部国際戦略本部に本部

長、危機管理本部」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項中「、本部、部及び課、室（センターを含む。）並びに所」を「、部及び課、本部並びに室（センターを含む。）」に改め、同項を第7項とし、同条を第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(危機管理本部)

第13条 危機管理本部の事務分掌は、次のとおりとする。

危機管理部

- (1) 本部の人事、予算及び決算に関すること。
- (2) 本部内の連絡調整及び事務改善に関すること。
- (3) 危機に係る調査、計画及び総合調整に関すること（危機対策部の所管に属するものを除く。）。
- (4) 国土強靱(じん)化に関する計画に関すること。
- (5) 地域防災計画に関すること。
- (6) 国民の保護に関する計画に関すること。
- (7) 防災行政無線等に関すること。
- (8) 危機に係る意識の啓発に関すること。
- (9) 危機管理推進会議に関すること。
- (10) 防災会議に関すること。
- (11) 国民保護協議会に関すること。
- (12) 本部民間活用事業者選定評価委員会に関すること。

危機対策部

- (1) 危機に係る調査、計画及び総合調整（危機管理部の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 危機に係る対応に関すること。
- (3) 危機対策に係る関係機関等との連携及び調整に関すること。
- (4) 災害対策本部に関すること。
- (5) 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (6) 危機に係る訓練に関すること。

(川崎市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中平和館の項の次に次のように加える。

市民ミュージアム

- (1) 市民ミュージアムの維持管理に関すること。
- (2) 市民ミュージアムの市税外収入に関すること。
- (3) 考古、歴史、民俗、美術、映像等に係る資料及び作品の収集、展示、調査研究等に関すること。

第3条の表中わーくす大島の項を削る。

第4条第1項ただし書中「ただし」の次に「、市民ミュージアムには館長を」を加え、「、わーくす大島」

を削る。

別表第1中

市民文化局 市民文化振興室		川崎市岡本 太郎美術館	
------------------	--	----------------	--

を

市民文化局 市民文化振興室	川崎市市民 ミュージアム		
		川崎市岡本 太郎美術館	

に改め、同表経済労働局産業振興部工業振興課の項中「経済労働局産業振興部工業振興課」を「経済労働局産業政策部消費者行政センター」に改め、同表経済労働局産業振興部金融課の項中「経済労働局産業振興部金融課」を「経済労働局経営支援部金融課」に改め、同表経済労働局産業振興部の項中「経済労働局産業振興部」を「経済労働局」に改め、同表都市農業振興センター（経済労働局産業振興部）の項中「都市農業振興センター（経済労働局産業振興部）」を「都市農業振興センター（経済労働局）」に改め、同表健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課の項を削り、同表健康福祉局保健所の項中「健康福祉局保健所」を「健康福祉局保健医療政策部」に改め、同表中

健康福祉局	川崎市総合 リハビリテ ーション推 進センター		
		川崎市南部 地域支援室 川崎市中部 地域支援室 川崎市北部 地域支援室	
	川崎市健康 安全研究所		

を

健康福祉局	川崎市総合 リハビリテ ーション推 進センター		
川崎市総合 リハビリテ ーション推 進センター		川崎市南部 地域支援室 川崎市中部 地域支援室	

(健康福祉局)		川崎市健康安全研究所	
健康福祉局	川崎市健康安全研究所		

に改め、同表建設緑政局緑政部多摩川施策推進課の項中「建設緑政局緑政部多摩川施策推進課」を「建設緑政局緑政部みどりの保全整備課」に改め、同表臨海部国際戦略本部の項中「臨海部国際戦略本部」を「臨海部国際戦略本部成長戦略推進部」に改める。

(川崎市市税事務所事務分掌規則の一部改正)

第3条 川崎市市税事務所事務分掌規則(平成23年川崎市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「収納第4係(かわさき市税事務所及びみぞのくち市税事務所に限る。)」

を

「収納第4係」

(川崎市卸売市場事務分掌規則の一部改正)

第4条 川崎市卸売市場事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「管理課」

を

「(1) 市場の経営企画に関すること。
管理課」

に改める。

第8条第1項中「課長補佐」を「担当課長、課長補佐」に改める。

(川崎市保健所事務分掌規則の一部改正)

第5条 川崎市保健所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「健康増進課
環境保健課
認定給付係
保健福祉係
医事・薬事課
生活衛生課
感染症対策課
食品安全課」

を削る。

第3条第1項の表中

「(1) 地域保健施策の主要事業の企画及び調整に関すること。
(2) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画

及び調整に関すること。

- (3) 神奈川県公衆衛生協会に関すること。
- (4) 保健所運営協議会に関すること。
- (5) 保健所支所との連絡調整に関すること。」

を

- 「(1) 地域保健施策の主要事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康危機及び災害時の保健医療活動に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 神奈川県公衆衛生協会に関すること。
- (4) 地域保健施策の推進に関すること。
- (5) 健康づくり施策の推進に関すること。
- (6) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。
- (7) 一般介護予防事業に関すること(地域包括ケア推進室の所管に属するものを除く。)
- (8) 健康増進法に基づく栄養改善及び調査に関すること。
- (9) 食育の推進に関すること。
- (10) 食品表示の総括等に関すること。
- (11) 原爆被害者の保健に関すること。
- (12) 歯科保健の企画、調整及び推進に関すること。
- (13) 公害健康被害補償事業に関すること。
- (14) 公害保健福祉事業に関すること。
- (15) 公害に係る健康被害の予防に関すること。
- (16) 公害に係る健康調査に関すること。
- (17) 公害に係る健康管理及び保健指導に関すること。
- (18) 成人ぜん息患者医療費助成に関すること。
- (19) 環境衛生の普及啓発に関すること。
- (20) 環境衛生関係営業の監視、指導、許可等に関すること。
- (21) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (22) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策に関すること。
- (23) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等に関すること。
- (24) 狂犬病予防及び動物の愛護に関すること。
- (25) 食品衛生の普及啓発に関すること。
- (26) 食品衛生関係営業の監視、指導、許可等に関すること。
- (27) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- (28) 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関すること。
- (29) 感染症に係る知識の普及啓発に関すること。
- (30) 感染症に係る医療の提供に関すること。
- (31) 予防接種に関すること(新型コロナウイルス

ワクチン調整室の所管に属するものを除く。)

- (32) 医務に関すること。
- (33) 薬務に関すること。
- (34) 血液対策センターに関すること。
- (35) 保健所運営協議会に関すること。
- (36) 食育推進会議に関すること。
- (37) 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害補償診療報酬等審査会に関すること。
- (38) 成人ぜん息患者医療費助成認定審査会に関すること。
- (39) 感染症診査協議会（結核に係るものを除く。）、感染症対策協議会及び予防接種運営委員会に関すること。
- (40) 血液対策協議会に関すること。
- (41) 医療安全相談センター運営協議会に関すること。
- (42) 精度管理専門委員会に関すること。
- (43) 保健所支所との連絡調整に関すること。
- (44) 中央卸売市場食品衛生検査所との連絡調整に関すること。
- (45) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターに関すること。

に改め、同表中健康増進課の項、環境保健課の項、医事・薬事課の項、生活衛生課の項、感染症対策課の項及び食品安全課の項を削る。

第4条第4項中「健康福祉局保健所長」を「健康福祉局保健医療政策部担当部長のうち市長が指定する者」に改め、同条第5項中「健康福祉局保健所副所長」を「健康福祉局保健医療政策部担当部長のうち市長が指定する者」に改め、同条第7項中「健康福祉局保健所」を「健康福祉局保健医療政策部」に改め、同条第9項中「及び第6項」を「、第5項及び第7項」に、「健康福祉局保健所」を「健康福祉局保健医療政策部」に、「こども保健福祉課」を「及びこども保健福祉課」に改め、同条第10項中「第5項及び第7項」を「第6項及び第8項」に改める。

第8条第3項中「含む。）」の次に「又は課に相当する内部組織」を、「課長」の次に「又は担当課長（課に所属する担当課長を除く。）」を加える。

(川崎市児童相談所事務分掌規則の一部改正)

第6条 川崎市児童相談所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

「相談支援第2係」

を

「相談支援第2係

相談支援第3係

相談支援第4係」

に改める。

第4条の表北部児童相談所の項中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次のように加える。

- (3) 児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分に関すること。

第9条第2項中「(北部児童相談所にあつては、所長。次項において同じ。)」を削る。

(川崎市市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第7条 川崎市市区役所等事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、室」を削り、同項の表中

「保険年金課

国保資格・賦課係

国保給付・医療費助成係

後期・介護保険料係

収納係

国民年金係

を

「保険年金課

に改め、同条第3項の表中

「地域振興係

保険年金係

保険収納係」

を

「地域振興係」

に改める。

第2条第1項の表まちづくり推進部の部総務課の項第16号中「区指定管理者選定評価委員会」を「区民間活用事業者選定評価委員会」に改め、同部企画課の項第6号中「(宮前区を除く。）」を削り、同表区民サービス部の部区民課の項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。(川崎市立看護短期大学事務分掌規則の一部改正)

第8条 川崎市立看護短期大学事務分掌規則（平成7年川崎市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「(1) 4年制大学設置の準備に関すること。

(2) 4年制大学の学生の入学に関すること。」

を

「(1) 地域との連携に係る企画及び調整に関すること。

(2) 公開講座に関すること。

(3) 研究事務に関すること。」

に、

「 図書館」

を

「 図書館 」

に改め、同表事務局の部総務学生課の項中第4号を削

り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とする。

第3条第1項中「、学長補佐」を削り、同条第4項中「担当部長、」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 短期大学に副学長を置くことができる。

第4条第2項中「学長補佐は」を「副学長は、学長の命を受け」に改め、同条第4項中「、課長及び係長」を「及び課長」に改め、同条第5項中「担当部長、」を削る。

第5条第1項中「学長補佐、」を削り、同条第2項中「第3条第2項から第4項」を「第3条第3項から第5項」に改める。

第6条第1項中「担当部長、」を削り、同条第2項中「課長」の次に「又は担当課長」を加え、同条第3項中「課の」を「課又は課に相当する内部組織の」に改め、「課長」の次に「又は担当課長」を加える。

(川崎市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第9条 川崎市個人情報保護条例施行規則(昭和60年川崎市規則第94号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「会計室、区役所」の次に「、看護大学」を加える。

(川崎市公文書管理規則の一部改正)

第10条 川崎市公文書管理規則(平成13年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「出張所」の次に「、看護大学の課及び図書館」を加える。

(川崎市コード管理規則の一部改正)

第11条 川崎市コード管理規則(昭和37年川崎市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務企画局情報管理部システム管理課長(以下「システム管理課長」という。)」を「総務企画局情報管理部情報化施策推進室長(以下「情報化施策推進室長」という。)」に改め、同条第2項中「システム管理課長」を「情報化施策推進室長」に改める。

第5条及び第7条中「システム管理課長」を「情報化施策推進室長」に改める。

(川崎市情報化施策の推進に関する規則の一部改正)

第12条 川崎市情報化施策の推進に関する規則(平成19年川崎市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「、各局」を「及び各局」に改め、「及び危機管理監」を削る。

(川崎市庁用自動車管理規則の一部改正)

第13条 川崎市庁用自動車管理規則(平成15年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「総務企画局情報管理部システム管

理課」を「総務企画局情報管理部情報化施策推進室」に改める。

別表経済労働局の項中

産業政策部庶務課	課長	経済労働局(計量検査所、都市農業振興センター、公営事業部及び中央卸売市場北部市場を除く。)の所管に属する庁用自動車
産業政策部工業振興課	課長	計量検査所の所管に属する庁用自動車
都市農業振興センター農業振興課	課長	都市農業振興センター(農業技術支援センターを除く。)の所管に属する庁用自動車
農業技術支援センター	所長	農業技術支援センターの所管に属する庁用自動車
公営事業部総務課	課長	公営事業部の所管に属する庁用自動車

を

産業政策部庶務課	課長	経済労働局(計量検査所、公営事業部、都市農業振興センター及び中央卸売市場北部市場を除く。)の所管に属する庁用自動車
産業政策部消費者行政センター	室長	計量検査所の所管に属する庁用自動車
公営事業部総務課	課長	公営事業部の所管に属する庁用自動車
都市農業振興センター農業振興課	課長	都市農業振興センター(農業技術支援センターを除く。)の所管に属する庁用自動車
農業技術支援センター	所長	農業技術支援センターの所管に属する庁用自動車

に改め、同表健康福祉局の項中

総務部庶務課	課長	健康福祉局(わーくす大島、動物愛護センター、中央
--------	----	--------------------------

障害保健福祉部 障害者雇用・就労推進課	課長	卸売市場食品衛生検査所、総合リハビリテーション推進センター、地域支援室、健康安全研究所及び看護短期大学を除く。)の所管に属する庁用自動車 わーくす大島の所管に属する庁用自動車
------------------------	----	--

を

総務部庶務課	課長	健康福祉局（保健医療政策部、総合リハビリテーション推進センター、地域支援室、健康安全研究所及び看護短期大学を除く。）の所管に属する庁用自動車
保健医療政策部	庶務を担当する担当課長	保健医療政策部（動物愛護センター及び中央卸売市場食品衛生検査所を除く。）の所管に属する庁用自動車

に、

看護短期大学総務学生課	課長	看護短期大学の所管に属する庁用自動車
-------------	----	--------------------

を

看護大学総務学生課	課長	看護大学の所管に属する庁用自動車
-----------	----	------------------

に改め、同表こども未来局の項中

児童相談所	所長	児童相談所の所管に属する庁用自動車
-------	----	-------------------

を

こども家庭センター	庶務を担当する担当課長	こども家庭センターの所管に属する庁用自動車
-----------	-------------	-----------------------

児童相談所（こども家庭センターを除く。）	所長	児童相談所（こども家庭センターを除く。）の所管に属する庁用自動車
----------------------	----	----------------------------------

に改め、同表建設緑政局の項中「緑政部多摩川施策推進課」を「緑政部みどりの保全整備課」に改め、同表教育委員会事務局の項中「、日本民家園」を削り、

日本民家園	園長	日本民家園の所管に属する庁用自動車
青少年科学館	館長	青少年科学館の所管に属する庁用自動車

を

青少年科学館	館長	青少年科学館の所管に属する庁用自動車
--------	----	--------------------

に改める。

(川崎市庁舎管理規則の一部改正)

第14条 川崎市庁舎管理規則（昭和43年川崎市規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表中

川崎市区役所等事務分掌規則及び川崎市立看護短期大学事務分掌規則に規定する区役所、支所、出張所及び看護短期大学の庁舎	当該区役所、支所、出張所及び看護短期大学の長
---	------------------------

を

川崎市立看護大学事務分掌規則及び川崎市立看護短期大学事務分掌規則に規定する看護大学及び看護短期大学の庁舎	看護大学の長
川崎市区役所等事務分掌規則に規定する区役所、支所及び出張所の庁舎	当該区役所、支所及び出張所の長

に、「区役所、支所又は出張所と事業所等が同一庁舎内」を「事業所等が、第3庁舎内にある場合の庁舎管理者は総務企画局長とし、区役所の庁舎内」に、「当該庁舎管理者は、当該区長、支所長又は出張所長」を「庁舎管理者は当該区長」に改める。

(川崎市職員の標準的な職を定める規則の一部改正)

第15条 川崎市職員の標準的な職を定める規則（平成28年川崎市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1行政職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の部局長級の項中「事務局長（）」の次に「看護大学、」を加え、同部部長級の項中「保健所、」を削り、「事務局長（）」の次に「看護大学、」を加え、同部課長級の項中「保健所、」を削り、同表条例別表第3医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の部部長級の項中「、保健所長」及び「保健所、」を削り、同部課長級の項中「保健所、」を削り、同表条例別表第4医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職務の部部長級の項及び課長級の項中「保健所、」を削り、同表条例別表第4の2大学教育職給料表の適用を受ける職員の職務の部教授の項中「学長補佐」を「副学長、学部長」に改める。

（川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正）

第16条 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成20年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表福祉業務等手当の部(3)の項中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同表危険作業手当の部(3)の項中「健康福祉局保健所」を「健康福祉局保健医療政策部」に改め、同表教員特殊業務手当の部(1)の項中「川崎市立学校（）」の次に「川崎市立看護大学及び」を加える。

（川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第17条 川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「看護短期大学学長」を「看護大学又は看護短期大学の学長」に改め、同項第3号中「看護短期大学の学長補佐」を「看護大学の副学長及び学部長又は看護短期大学の副学長」に改める。

（川崎市財産規則の一部改正）

第18条 川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

区役所、区役所支所及び区役所出張所	課長、課を置かない室にあつては担当課長、区役所支所にあつては室長又は区役所出張所にあつては所長
-------------------	---

を
「

区役所、区役所支所及び区役所出張所	課長、課を置かない室にあつては担当課長、区役所支所にあつては室長又は区役所出張所にあつては所長
看護大学	課長

に改める。

（川崎市予算及び決算規則の一部改正）

第19条 川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「児童相談所」の次に「、看護大学」を加える。

（川崎市環境基本条例施行規則の一部改正）

第20条 川崎市環境基本条例施行規則（平成4年川崎市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第6条中「並びに危機管理監」を削る。

（川崎市血液対策センター条例施行規則の一部改正）

第21条 川崎市血液対策センター条例施行規則（昭和45年川崎市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「協議会」を「事務局」に改め、同条第2項中「健康福祉局保健所長」を「川崎市保健所長」に改める。

（川崎市私道舗装助成金支給規則の一部改正）

第22条 川崎市私道舗装助成金支給規則（昭和48年川崎市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第6号を次のように改める。

(6) 建設緑政局道路河川整備部施設維持課長

第7条第9項中「建設緑政局道路河川整備部道路施設課」を「建設緑政局道路河川整備部施設維持課」に改める。

（川崎市物品会計規則の一部改正）

第23条 川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

平和館	館長
-----	----

を

平和館 市民ミュージアム	館長 庶務を担当する担当課長
-----------------	-------------------

に、

健康安全研究所	副所長
---------	-----

を
「
健康安全研究所 副所長
看護大学 総務学生課長
」

に改める。
別表第3中

「
平和館
」

を
「
平和館
市民ミュージアム
」

に、
「
健康安全研究所
」

を
「
健康安全研究所
看護大学
」

に改める。

(川崎市消防局の組織に関する規則の一部改正)

第24条 川崎市消防局の組織に関する規則(昭和38年川崎市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中「消防団係」を「消防団・防災支援係」に改める。

第7条の表総務部の部中「消防問題調査委員会」を「局民間活用事業者選定評価委員会」に改め、同部庶務課の項中第14号を第16号とし、第11号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の2号を加える。

- (1) 地域における防災活動の支援に関すること。
- (2) 自主防災組織の訓練の指導に関すること。

第7条の表警防部の部警防課の項第13号中「、自主防災組織」を削る。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に第14条の規定による改正前の川崎市庁舎管理規則の規定により川崎市立看護短期大学の長が行った行為又は川崎市立看護短期大学の長に対して行われた行為で現に効力を有するものは、川崎市立看護大学の長が行った行為又は川崎市立看護大

学の長に対して行われた行為とみなす。

川崎市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第11号

川崎市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

川崎市副市長事務分担規則(平成15年川崎市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び財政局」を「、財政局及び危機管理本部」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第12号

川崎市公印規則の一部を改正する規則

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「消防局の課」の次に「、看護大学の課及び図書館」を加える。

別表第1一般公印の表中

8の2	本部長印	〃	方21	本部長名で発する公文書	臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部長	臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部
8の3	危機管理監印	〃	方21	危機管理監名で発する公文書	総務企画局危機管理室長	総務企画局危機管理室

を
「

8の2	本部長印	〃	方21	本部長名で発する公文書	臨海部国際戦略本部事業推進部長	臨海部国際戦略本部事業推進部
8の3	危機管理監印	〃	方21	危機管理監名で発する公文書	危機管理本部危機管理部長	危機管理本部危機管理部

」

に、
「

<p>14</p>	<p>給与証明専用市長職務代理者印</p>	<p>〃</p>	<p>方21</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>に、</p>						
<p>27</p>	<p>特定中小企業者認定事務市長印</p>	<p>〃</p>	<p>方21</p>	<p>中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項の規定による認定事務専用</p>	<p>経済労働局産業振興部金融課長及び中小企業溝口事務所長</p>	<p>経済労働局産業振興部金融課及び中小企業溝口事務所</p>
<p>を</p>						
<p>27</p>	<p>特定中小企業者認定事務市長印</p>	<p>〃</p>	<p>方21</p>	<p>中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項の規定による認定事務専用</p>	<p>経済労働局経営支援部金融課長及び中小企業溝口事務所長</p>	<p>経済労働局経営支援部金融課及び中小企業溝口事務所</p>
<p>に、</p>						
<p>39</p>	<p>医療証専用市長印</p>	<p>てん書</p>	<p>方15</p>	<p>ひとり親家庭等医療費助成、小児医療費助成、重度障害者医療費助成及び成人ぜん息患者医療費助成に係る医療証、小児ぜん息患者医療費助成に係る医療費受給証並びにこれらに準ずる証書</p>	<p>健康福祉局保健所環境保健課長、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課長及びこども未来局こども支援部こども家庭課長</p>	<p>健康福祉局保健所健康課、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課及びこども未来局こども支援部こども家庭課</p>
<p>40</p>	<p>医療証専用市長職務代理者印</p>	<p>〃</p>	<p>方15</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>を</p>						
<p>39</p>	<p>医療証専用市長印</p>	<p>てん書</p>	<p>方15</p>	<p>ひとり親家庭等医療費助成、小児医療費助成、重度障害者医療費助成及び成人ぜん息患者医療費助成に係る医療証、小児ぜん息患者医療費助成に係る医療費受給証並びにこれらに準ずる証書</p>	<p>川崎市保健所長に充てられた担当部長、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課長及びこども未来局こども支援部こども家庭課長</p>	<p>健康福祉局保健医療政策部、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課及びこども未来局こども支援部こども家庭課</p>
<p>40</p>	<p>医療証専用市長職務代理者印</p>	<p>〃</p>	<p>方15</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>

40の2	卒業証書及び賞状専用川崎市立看護大学長印	〃	方30	卒業証書及び賞状専用	看護大学事務局総務学生課長	看護大学事務局総務学生課
40の3	学生証専用川崎市立看護大学長印	〃	方15	学生証専用	〃	〃

に、

65の4	消防長印	れい書	方21	電子印影専用	消防局総務部庶務課長	消防局総務部庶務課
------	------	-----	-----	--------	------------	-----------

を

65の4	消防長印	れい書	方21	印影印刷及び電子印影専用	消防局総務部庶務課長	消防局総務部庶務課
------	------	-----	-----	--------------	------------	-----------

に、

70	割印用市印	てん書	縦21横12角なし	携帯用身分証明書及び学生証等の証明書の割印	総務企画局情報管理部行政情報課長及び看護短期大学事務局総務学生課長	総務企画局情報管理部行政情報課及び看護短期大学事務局総務学生課
----	-------	-----	-----------	-----------------------	-----------------------------------	---------------------------------

を

70	割印用市印	てん書	縦21横12角なし	携帯用身分証明書及び学生証等の証明書の割印	総務企画局情報管理部行政情報課長及び看護短期大学事務局総務学生課長	総務企画局情報管理部行政情報課及び看護短期大学事務局総務学生課
----	-------	-----	-----------	-----------------------	-----------------------------------	---------------------------------

に改める。

別表第2一般公印の表中

「 14-4

削除

を

「 14-4

川崎市市民
ミュージアム館長印

に、

「 17

削除

17-2

川崎市立
看護短期
大学印

17-3

川崎市立
看護短期
大学長印

17-4

川崎市立
看護短期
大学長印

を

「 17

川崎市立
看護短期
大学印

17-2

川崎市立
看護短期
大学長印

17-3

川崎市立
看護短期
大学印

17-4

川崎市立
看護短期
大学長印

17-5

川崎市立
看護短期
大学長印

に改める。

別表第2専用公印の表中

「 14

川崎市長職務代理者印
給与証明専用

4-2

川崎市印
確定拠出年金事務専用

4-2

川崎市長職務代理者印
確定拠出年金事務専用

を

「 14

川崎市長職務代理者印
給与証明専用

に、

「 40

川崎市長職務代理者印
医療証明専用

を

40	40-2	40-3
川崎市長職務代理者印	川崎市立看護大学長印	川崎市立看護大学長印
医療証専用		学生証専用

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第13号

川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

川崎市職員被服貸与規則（昭和29年川崎市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総務企画局の部中

庁舎管理課	車両又は船舶の受入検査に従事する者	作業服上衣	1	24月	初年度は、夏作業帽2個及び冬作業帽2個を貸与する。
		作業服ズボン	1	12月	
		作業服シャツ	1	12月	
		夏作業帽	1	48月	
		冬作業帽	1	48月	

を

公共施設総合調整室	技術職員	作業服上衣	1	24月	初年度は、夏作業帽2個及び冬作業帽2個を貸与する。
		作業服ズボン	1	12月	
		作業服シャツ	1	12月	
		夏作業帽	1	48月	
		冬作業帽	1	48月	

庁舎管理課	車両又は船舶の受入検査に従事する者	作業服上衣	1	24月	初年度は、夏作業帽2個及び冬作業帽2個を貸与する。
		作業服ズボン	1	12月	
		作業服シャツ	1	12月	
		夏作業帽	1	48月	
		冬作業帽	1	48月	

に改め、同部中危機管理室の項を削り、同表経済労働局の部中「観光プロモーション推進課」を「観光・地域活力推進部」に改め、同表健康福祉局の部中わーくす大島の項を削り、同部中「保健所」を「保健医療政策部」に改め、同表建設緑政局の部建設緑政局共通の項中「及び河川課」を「河川課及び都市基盤整備事務所」に改め、同表港湾局の部の次に次のように加える。

危機管理本部	危機管理本部共通	防災計画の策定、連絡調整又は防災パトロールのため外勤業務に従事する者	作業服上衣 作業服ズボン 作業服シャツ	1 1 1	36月 36月 24月
--------	----------	------------------------------------	---------------------------	-------------	-------------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第14号

川崎市公舎管理規則の一部を改正する規則
川崎市公舎管理規則（昭和41年川崎市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項を削る。

別表第1 総務企画局の項を次のように改める。

危機管理本部	管理公舎	※危機管理本部管理公舎	1棟1戸
--------	------	-------------	------

別表第3を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第15号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第14条の表11の項中「もの」の次に「であって、市長が指定する区域内に所在するもの」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の表中の11の規定による区域の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

別表第45号様式(1)中

区 分		既 確 定 額 等	更 正 決 定 額 等
法人税割額	課税標準となる法人税額 ①		
	分割基準 ②		
	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の課税標準となる法人税額 ③		
	税率 ④		
	法人税割額 ⑤		
	市民税の特定寄附金税額控除額 ⑥		
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑦		
	外国の法人税等の控除額 ⑧		
	仮装経理に基づく控除額 ⑨		
	租税条約の実施に係る控除額 ⑩		
	差引法人税割額 ⑪		
	差引税額 ⑫		
	均等割額		
均等割額 ⑬			
差引税額 ⑭			
納付すべき税額又は減少した税額		⑮	

を

区 分		既 確 定 額 等	更 正 決 定 額 等
法人税割額	課税標準となる法人税額 ①		
	分割基準 ②		
	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の課税標準となる法人税額 ③		
	税率 ④		
	法人税割額 ⑤		
	市民税の特定寄附金税額控除額 ⑥		
	税額控除超過額相当額の加算額 ⑦		
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑧		
	外国の法人税等の控除額 ⑨		
	仮装経理に基づく控除額 ⑩		
	租税条約の実施に係る控除額 ⑪		
	差引法人税割額 ⑫		
	差引税額 ⑬		
均等割額			
均等割額 ⑭			
差引税額 ⑮			
納付すべき税額又は減少した税額		⑯	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定及び次項から附則第4項までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則（以下「新規則」という。）第14条の

規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和5年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前までに終了する事業年度分の法人の事業並びに令和5年前の年分の個人の事業及び令和5年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、

なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに終了する事業年度分の法人の事業及び令和5年分の個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税で、新規則第14条第1項の表中の11の規定により市長が指定した区域（以下この項及び次項において「適用区域」という。）外に所在する倉庫等（地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の41第1項の表の第11号、第13号又は第14号に掲げる施設のうち、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは第2号に掲げる一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、市の区域内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000平方メートル未満であるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の事業所税を減免する場合においては、その倉庫等が適用区域内に所在するものとみなして、新規則第14条第1項の表中の11の規定を適用する。この場合において、同項の表中の11の減免額の欄中「全額」とあるのは「3分の2」とする。

4 附則第2項の規定にかかわらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに終了する事業年度分の法人の事業及び令和6年分の個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税で、適用区域外に所在する倉庫等の事業所税を減免する場合においては、その倉庫等が適用区域内に所在するものとみなして、新規則第14条第1項の表中の11の規定を適用する。この場合において、同項の表中の11の減免額の欄中「全額」とあるのは「3分の1」とする。

川崎市市民ミュージアム条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第16号

川崎市市民ミュージアム条例施行規則を廃止する規則

川崎市市民ミュージアム条例施行規則（平成22年川崎市規則第36号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第17号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則（平成5年川崎市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（命令書）

第8条の2 条例第23条の2第3項の規定による命令は、命令書（第2号様式の2）により行うものとする。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2

川崎市指令 第 号
 住所又は所在地
 氏名又は名称 様
 命 令 書

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第23条の2第3項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する廃棄物を収集し、又は運搬してはならないことを命じます。

年 月 日

川崎市長 印

命令の理由

あなたが行った次の行為が、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第23条の2第1項（第2項）の規定に違反するため

（命令の原因となる行為）

日時	年 月 日 時 分頃
場所	川崎市
内容	集積所又は資源集団回収を行う場所に排出された次の対象物を収集又は運搬した行為
対 象 物	(品目名) (重量又は数量)
自動車登録番号等	

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者になります。）提起することができます。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市立看護大学学則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第18号

川崎市立看護大学学則

目次

- 第1章 総則(第1条~第3条)
- 第2章 学年、学期及び休業日(第4条~第7条)
- 第3章 教育課程、履修方法等(第8条~第17条)
- 第4章 入学、休学、退学、転学等(第18条~第29条)
- 第5章 卒業等(第30条・第31条)
- 第6章 賞罰(第32条・第33条)
- 第7章 聴講生、特別聴講生、科目等履修生及び研究生(第34条~第38条)
- 第8章 入学選考料、入学料及び授業料(第39条~第44条)
- 第9章 職員組織(第45条・第46条)
- 第10章 評議会及び教授会(第47条~第52条)
- 第11章 自己点検・評価委員会(第53条)
- 第12章 図書館(第54条)
- 第13章 公開講座(第55条)
- 第14章 雑則(第56条)

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 川崎市立看護大学(以下「看護大学」という。)は、看護に関する高度の知識及び技術について教授研究し、豊かな教養と人格及び高い倫理観を備え、実践的な能力を培い、地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与し得る有能な人材を育成するとともに、これらの成果を地域社会に還元することを目的とする。

(学部、学科及び定員)

第2条 看護大学に看護学部を置く。

2 前項の看護学部の学科、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
看護学科	100人	400人

(修業年限及び在学年限)

第3条 看護大学の修業年限は、4年とする。

2 学生の在学年限は、8年を超えることができない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第6条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間

を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 春季休業 3月21日から4月4日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月4日まで
- (6) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程、履修方法等

(授業科目)

第8条 授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第9条 各授業科目の単位数は、次に定める基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 1の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前3号に規定する基準を考慮して学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第10条 学長は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号。以下「設置基準」という。)第25条第2項の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(学修の評価)

第11条 学修の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、秀、優、良及び可以上を合格とする。

(単位の授与)

第12条 授業科目を履修した学生には、学修の評価により認定の上、所定の単位を与える。

(履修科目の登録の上限)

第13条 学長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める

ものとする。

2 学長は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第14条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)に規定する大学(以下「他の大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を限度として看護大学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学(法に規定する専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項及び第27条第1項において同じ。)又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、設置基準第28条第2項に規定する文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う法に規定する短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他設置基準第29条第1項に規定する文部科学大臣が別に定める学修を、看護大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)並びに次条第1項及び第2項の規定により看護大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が看護大学に入学する前に他の大学等において履修した授業科目について修得した単位(設置基準第31条に定める科目等履修生として履修した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、看護大学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が看護大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、看護大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数(基礎科目及び専門基礎科目の授業科目に係るものに限る。)は、第24条の転入学及び再入学の場合を除き、第14条第1項(同条第2項

において準用する場合を含む。)及び前条第1項の規定により看護大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(履修方法等に係る必要事項)

第17条 授業科目の履修方法、単位の計算方法、授業の方法、履修科目の登録の上限、他の大学等における授業科目の履修等、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位の認定について必要な事項は、別に定める。

第4章 入学、休学、退学、転学等

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 看護大学に入学する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第150条に規定する大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学志願手続)

第20条 看護大学に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に入学選考料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第21条 入学志願者の選考方法について必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び許可)

第22条 前条に規定する選考に合格した者は、所定の期日までに、保証人と連署した誓約書その他必要な書類に入学料を添えて学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

(保証人)

第23条 保証人は、親族等で、独立の生計を営む成年の者でなければならない。

(転入学及び再入学)

第24条 学長は、看護大学に転入学及び再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

2 懲戒により退学した者については、再入学を認めない。

3 既修得単位の取扱い、修業すべき年数その他の転入学及び再入学について必要な事項は、別に定める。

(休学)

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により60日以上修学することができないときは、休学願に医師の診断書又はその理由を証明する書類を添えて提出し、学長の許可を受け、休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが不相当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

3 前2項の規定による休学期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由があると認められるときは、休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して、4年を超えることができない。

5 休学した期間は、第3条第1項の修業年限及び同条第2項の在学年限に算入しない。

6 休学について必要な事項は、別に定める。
(復学)

第26条 休学している学生は、復学願に休学の理由が消滅したことを証明する書類を添えて提出し、学長の許可を受け、復学することができる。

2 復学について必要な事項は、別に定める。
(留学)

第27条 外国の大学、短期大学その他学長が定める外国の教育施設で学修することを志願する学生は、学長の許可を受け、留学することができる。

2 留学について必要な事項は、別に定める。
(退学又は転学)

第28条 学生が退学又は他の大学等に転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 退学及び転学について必要な事項は、別に定める。
(除籍)

第29条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- (1) 第3条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第25条第4項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても、なお納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明の者

第5章 卒業等

(卒業)

第30条 学長は、第3条第1項に規定する修業年限以上看護大学に在学し、別表第2に規定する卒業に必要な単位数を修得した学生については、その者の卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第10条に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

3 学長は、第1項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第31条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者に対して、学士(看護学)の学位を授与する。

2 学位の授与について必要な事項は、別に定める。

第6章 賞罰

(表彰)

第32条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第33条 学長は、学生に対して教育上必要があると認めるときは、懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 看護大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前2項に定めるもののほか、停学及び訓告の対象となる学生、懲戒の手續その他懲戒について必要な事項は、別に定める。

第7章 聴講生、特別聴講生、科目等履修生及び研究生

(聴講生)

第34条 学長は、看護大学の授業科目のうち、特定の授業科目を聴講することを希望する者がいるときは、当該授業科目の授業に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第35条 学長は、他の大学等の学生が授業科目を履修することを希望するときは、当該他の大学等と協議の上、特別聴講生として履修を許可し、単位を与えることができる。

(科目等履修生)

第36条 学長は、看護大学の学生以外の者が授業科目を履修することを希望するときは、当該授業科目の授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第37条 学長は、看護大学において、特定の専門事項について、研究を希望する者がいるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(聴講生等に係る必要事項)

第38条 聴講生、特別聴講生、科目等履修生及び研究生について必要な事項は、別に定める。

第8章 入学選考料、入学科及び授業料

(入学選考料、入学科及び授業料)

第39条 看護大学の入学選考料、入学科及び授業料は、

川崎市立看護大学条例（令和3年川崎市条例第70号）の定めるところによる。

（授業料の納付）

第40条 授業料は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより納付しなければならない。

- (1) 前期分 4月末日まで 年額の2分の1に相当する額
- (2) 後期分 10月末日まで 年額の2分の1に相当する額

（入学選考料、入学金及び授業料の返還）

第41条 既納の入学選考料、入学金及び授業料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（休学の場合の授業料）

第42条 休学期間中の授業料は、免除する。ただし、前期又は後期の途中において休学又は復学する場合は、休学又は復学した日の属する学期分の授業料を納付しなければならない。

（退学等の場合の授業料）

第43条 退学を許可され、若しくは命じられた者、転学を許可された者又は除籍を命じられた者は、その処分があった日の属する学期分の授業料を納付しなければならない。

（授業料等の分納及び減免）

第44条 学費の支弁が極めて困難な者その他の学長が定める者に対しては、授業料の分納を許可し、又は授業料及び入学金の全部若しくは一部を免除することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、授業料その他の費用の分納及び減免について必要な事項は、別に定める。

第9章 職員組織

（職員）

第45条 看護大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

- 2 看護大学に、必要に応じて、副学長を置くことができる。
- 3 看護大学に学部長を置き、教授をもって充てる。
- 4 前3項に定めるもののほか、必要に応じて、非常勤講師を置くことができる。

（事務組織）

第46条 看護大学の事務組織については、川崎市立看護大学事務分掌規則（令和4年川崎市規則第9号）の定めるところによる。

第10章 評議会及び教授会

（評議会）

第47条 看護大学に、評議会を置く。

- 2 評議会は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により、その権限に属させられた事項を行うほ

か、看護大学の運営に関する重要事項について審議するものとする。

（評議会の構成）

第48条 評議会は、学長、学部長、事務局長（川崎市立看護大学事務分掌規則第3条第3項に規定する事務局長をいう。）及び市長が選考し学長が指名する職員4人をもって組織する。

- 2 前項に定める者のほか、副学長を置く場合には、当該副学長を評議会の構成員として加えるものとする。

（評議会の運営等）

第49条 前2条に定めるもののほか、評議会の運営その他必要な事項は、別に定める。

（教授会）

第50条 看護大学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、法第93条第2項及び第3項の規定により、その権限に属させられた事項を行うものとする。
- 3 教授会は、前項に定めるもののほか、教育公務員特例法の規定により、その権限に属させられた事項を行うものとする。

（教授会の構成）

第51条 教授会は、学長、学部長及び教授の全員をもって組織する。

- 2 前項に定める者のほか、副学長を置く場合には、当該副学長を教授会の構成員として加えるものとする。
- 3 学長は、教授会に、准教授その他の職員を構成員として加えることができる。

（教授会の運営等）

第52条 前2条に定めるもののほか、教授会の運営その他必要な事項は、別に定める。

第11章 自己点検・評価委員会

第53条 看護大学に、自己点検・評価委員会を置く。

- 2 自己点検・評価委員会は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、看護大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 自己点検・評価委員会について必要な事項は、別に定める。

第12章 図書館

第54条 看護大学に図書館を置く。

- 2 図書館について必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

第55条 看護大学において、必要があると認めるときは、公開講座を設ける。

- 2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

第14章 雑則

（委任）

第56条 この規則において別に定めることとされている

事項その他看護大学の管理運営について必要な事項は、
学長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

授業科目		単位数		
		必修	選択	
人間理解の基礎	科学的思考の基盤	クリティカルシンキング	2	
		医療経営学		2
		情報処理Ⅰ(基礎)	1	
		情報処理Ⅱ(発展)		1
	環境と社会	総合講義	1	
		川崎市の文化と科学	1	
		サービスマーケティング論Ⅰ(基本)	2	
		サービスマーケティング論Ⅱ(実践)		2
		教育学		2
		比較文化論		2
		日本国憲法と法		2
	人間の理解	生涯発達論	2	
		臨床心理学	2	
		生活と人間工学	2	
		健康科学Ⅰ(理論)	1	
		健康科学Ⅱ(実践)		1
		音楽		2
		キャリア論	2	
	語学	英語Ⅰ(講読基礎)	1	
英語Ⅱ(会話基礎)		1		
英語Ⅲ(講読応用)			1	
英語Ⅳ(会話応用)			1	
中国語Ⅰ(基礎)			1	
中国語Ⅱ(発展)			1	
医療英語			1	
計		18	19	
専門基礎	人体の構造と機能	人体構造機能学Ⅰ(解剖と生理:筋骨格、消化器、泌尿器、生殖器)	2	
		人体構造機能学Ⅱ(解剖と生理:循環器、呼吸器、神経、感覚器)	2	
		人体構造機能学Ⅲ(解剖と生理:生命活動と代謝)	2	
		人体構造機能学Ⅳ(演習)	1	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病態生理学Ⅰ(基礎・呼吸・循環器)	2	
		病態生理学Ⅱ(消化器・内分泌・免疫)	2	
		病態生理学Ⅲ(筋骨格・神経・精神)	2	
		病態生理学Ⅳ(感覚器・血液・泌尿器)	2	

		病態生理学Ⅴ(生殖系系・小児科)	2	
		臨床薬理学	2	
		臨床推論	1	
		感染と防御	2	
		代謝と栄養	2	
		臨床検査学	1	
健康支援と社会保障制度	保健医療福祉行政論Ⅰ(基礎)	保健医療福祉行政論Ⅱ(発展)	2	2
		公衆衛生学	2	
		在宅医療の実際		1
		救急医療の実際		1
	健康現象の疫学と統計	疫学・保健統計Ⅰ(基礎)	2	
		疫学・保健統計Ⅱ(発展)		2
		計	31	6
専門	基礎看護学技術	看護学原論	2	
		基礎看護学技術Ⅰ(共通基本技術)	1	
		基礎看護学技術Ⅱ(生活支援技術)	2	
		基礎看護学技術Ⅲ(診療支援技術)	1	
		基礎看護学技術Ⅳ(フィジカルアセスメント)	2	
		基礎看護学技術Ⅴ(看護過程)	1	
		看護コミュニケーション論Ⅰ(基本)	1	
		看護コミュニケーション論Ⅱ(発展)		1
		看護倫理学Ⅰ(基本)	1	
		看護倫理学Ⅱ(発展)	1	
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護学概論	2	
		地域・在宅看護学方法論	2	
		地域・在宅看護学演習	1	
		地域包括ケア実践Ⅱ(継続看護)	1	
成人看護学	成人看護学概論	1		
	成人看護学方法論Ⅰ(急性期)	2		
	成人看護学方法論Ⅱ(慢性期・終末期)	2		
	成人看護学演習	1		
老年看護学	老年看護学概論	1		
	老年看護学方法論	2		
	老年看護学演習Ⅰ(症状・治療への支援)	1		
	老年看護学演習Ⅱ(認知症ケア)	1		
小児看護学	小児看護学概論	1		
	小児看護学方法論	2		

	小児看護学演習	1							
母性看護学	母性看護学概論	1							
	母性看護学方法論	2							
	母性看護学演習	1							
精神看護学	精神看護学概論	1							
	精神看護学方法論	2							
	精神看護学演習	1							
看護の統合と実践	保健指導・健康教育論	1							
	地域包括ケア実践Ⅰ（多職種協働）	1							
	統合地域包括ケア演習	1							
	国際看護論			1					
	看護情報活用論			1					
	災害看護学Ⅰ（基礎）	1							
	災害看護学Ⅱ（発展）			1					
	看護マネジメント論	1							
	バリアティブケア			1					
	家族看護学			1					
	看護研究法概説	1							
	看護研究Ⅰ（基礎）	1							
	看護研究Ⅱ（発展）	1							
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2							
	公衆衛生看護学対象論Ⅰ（ライフステージ別）	2							
	公衆衛生看護学対象論Ⅱ（学校・産業）※			2					
	公衆衛生看護学方法論※			2					
	コミュニティ・アセスメント論※			2					
公衆衛生看護学活動論※			2						
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ（基礎）	1							
	基礎看護学実習Ⅱ（看護過程）	2							
	在宅看護学実習	2							
	地域包括ケア実習	2							
	成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期）	2							
	成人・老年看護学実習Ⅱ（急性期）	2							
	成人・老年看護学実習Ⅲ（セルフケア支援）	1							
	成人・老年看護学実習Ⅳ（緩和ケア）			2					
	老年看護学実習Ⅰ（リハビリテーション看護）	1							
	老年看護学実習Ⅱ（認知症ケア）			1					
	小児看護学実習Ⅰ（病院）	1							
	小児看護学実習Ⅱ（療育・特別支援学校）	1							
	母性看護学実習Ⅰ（分娩期・病院）	1							
	母性看護学実習Ⅱ（妊娠期・子育て期）	1							
	精神看護学実習Ⅰ（病院）	1							
	精神看護学実習Ⅱ（デイケア）	1							
	看護マネジメント実習	1							
	発達と暮らしへの支援実習（幼児と高齢者の生活）	1							
	多職種連携実習					1			
	公衆衛生看護学実習Ⅰ（基礎）※						2		
	公衆衛生看護学実習Ⅱ（発展・マネジメント）※						2		
	公衆衛生看護学実習Ⅲ（学校・産業）※						1		
	公衆衛生看護学実習Ⅳ（社会的養護）※						1		
	計						74		24
	合計						123		49

備考 ※印は、保健師課程における授業科目とする。

別表第2（第30条関係）

授業科目		単位数		
		必修	選択	計
人間理解の基礎	科学的思考の基盤	16	2以上	18以上
	環境と社会			
	人間の理解			
	語学	2	1以上	3以上
専門基礎	人体の構造と機能	25		25
	疾病の成り立ちと回復の促進			
	健康支援と社会保障制度	6	2以上	8以上
	健康現象の疫学と統計			
専門	基礎看護学技術	12	2以上	51以上
	地域・在宅看護論	6		
	成人看護学	6		
	老年看護学	5		
	小児看護学	4		
	母性看護学	4		
	精神看護学	4		
	看護の統合と実践	8		
	公衆衛生看護学	4		4
	臨地実習	21	2以上	23以上
合計	123	9以上	132以上	

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第19号

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する

規則

川崎市保健所長委任規則（昭和29年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第25号(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 健康増進法（平成14年法律第103号。以下この号において「法」という。）第18条第1項第2号又は第22条の規定により栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 法第20条の規定による特定給食施設の届出を受理すること。

第1条第25号(8)中「第9条」を「第8条」に改め、同号(9)を削る。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市市長 福田紀彦

川崎市規則第20号

川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則

の一部を改正する規則

川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和49年

第3号様式を次のように改める。

川崎市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「を」を「に貸与決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて」に改め、同条に次の1項を加える。

2 貸与決定者は、貸与決定通知書に記載された貸与予定期間を超えて引き続き修学資金の貸与を受けることとなるときは、貸与予定期間の末日の翌日の前2箇月以内に、連帯保証人と連署した誓約書に貸与決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

第5条中「、そのうち1人は貸与決定者の親権者又はこれに類する者で」を削り、同条に次の1項を加える。

2 貸与決定者が未成年者であるときは、前項の連帯保証人のうち1人は貸与決定者の親権者又はこれに類する者でなければならない。

第7条第1項第5号中「重要な」を「市長が特に必要と認める」に改め、同条第2項中「(成年者に限る。)」を削る。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、被貸与者は、直ちに新たな連帯保証人と連署した連帯保証人変更届兼誓約書（第8号様式）に被貸与者及び当該連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

第3号様式

誓約書
(宛先) 川崎市長
年 月 日

私は、次のとおり看護師等修学資金の貸与を受け、修学生として川崎市看護師等修学資金貸与条例及び川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

Table with 2 columns: 貸与期間 (年 月 から 年 月 まで), 貸与総額 (円)

本人 養成施設名..... 学年 貸与決定番号 第.....号
住所.....
氏名..... 年 月 日生

私たちは、上記の者の連帯保証人として、同人に誓約どおり履行させるとともにその者の債務を連帯して保証します。

Table with 2 columns: 程度 (円 (延滞利息の額を含みます。)), 元本確定日 (年 月 日)

連帯保証人 住所.....
電話..... (.....)
職業..... 勤務先.....
本人との続柄又は関係.....
氏名..... 年 月 日生

連帯保証人 住所.....
電話..... (.....)
職業..... 勤務先.....
本人との続柄又は関係.....
氏名..... 年 月 日生

第5号様式中「負担します」を「保証します」に改める。| 第7号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式

連帯保証人変更届兼誓約書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

貸与決定番号 第.....号

住 所.....

氏 名.....

電 話.....

次のおおり連帯保証人を変更しますので、届け出ます。

変更理由.....

旧連帯保証人 氏 名.....

新連帯保証人 氏 名.....

私は、次のおおり看護師等修学資金の貸与を受け、川崎市看護師等修学資金貸与条例及び川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

貸与(予定)期間	年	月	から	年	月	まで
貸 与 総 額	円					

本人 氏 名.....印
.....年.....月.....日生

私は、上記の者の連帯保証人として、同人に誓約とおおり履行させるとともにその者の債務を連帯して保証します。

極 度 額	円 (延滞利息の額を含みます。)					
元 本 確 定 期 日	年	月	日			

新連帯保証人 住 所.....
電 話.....(.....)
職 業.....勤務先.....
本人との続柄又は関係.....
氏 名.....印
(.....年.....月.....日生)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後に川崎市看護師等修学資金貸与条例(昭和49年川崎市条例第10号)第5条の規定により貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に同条の規定により貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により作成されている帳票(第5号様式に限る。)で、現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、引き続き使用することができる。

川崎市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第21号

川崎市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

川崎市健康増進法施行細則(平成15年川崎市規則第68号)の一部を次の

ように改正する。

第8条を削る。

第9条中「第9号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第8条とし、同条

の次に次の1条を加える。

(栄養指導票の交付)

第9条 保健所長は、法第18条第1項第2号又は第22条の規定により特定

給食施設又は小規模給食施設の設置者に対して指導を行ったときは、特定(

小規模)給食施設栄養指導票(第9号様式)を作成し、当該特定給食施設又

は小規模給食施設の設置者に交付するものとする。

第11条を第10条とする。

第2号様式中

施設の種類	<input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設 <input type="checkbox"/> 老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 寄宿舍 <input type="checkbox"/> その他()
-------	--

を

施設の種類	<input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 寄宿舍 <input type="checkbox"/> その他()
-------	--

に、

種別	常勤者数・代表者氏名		非常勤者数・代表者氏名	
管理栄養士	施設側	人	人	人
栄養士	受託側	人	人	人
	施設側	人	人	人
	受託側	人	人	人

調理師	人	調理師以外の調理従事者	人	給食従事者	人
-----	---	-------------	---	-------	---

を

「

従業者	施設側	常勤者数・代表者氏名	非常勤者数・代表者氏名
	管理栄養士	人	人
	受託側	人	人
	施設側	人	人
栄養士	受託側	人	人
	調理師	人	調理師以外の調理従事者
		人	給食従事者

」

に、「福祉施設・病院」を「、病院、介護老人保健施設、介護医療院及び福祉施設」に改める。

第7号様式(1)を次のように改める。

第7号様式(1)

特定給食施設栄養管理報告書

年 月 日

①宛先 川崎市保健所長

1 施設名称

2 所在地

3 管理責任者

4 施設の種類 病院 介護老人保健施設 介護医療院 管理栄養士指定施設 該当 非該当 老人福祉施設 その他 ()

5 管理栄養士指定施設

6 栄養管理部門の理念・方針 治療効果を上げる食事づくり 退院・退所後の健康保持増進 治療効果を上げる食事づくり 退院・退所後の健康保持増進 低栄養状態の予防・改善 生活の質の向上のための食事づくり 低栄養状態の予防・改善 その他 ()

7 組織(栄養管理・給食部門の位置付け) 栄養部 診療部 事務部 その他 ()

8 医師・介護士の職能として給食が十分に機能しているか 十分機能している まだ十分とは言えない 全く機能していない

9 栄養管理委員会(給食関係) 管理栄養士 医師 管理栄養士 栄養士 看護師 介護士 退院支援士 薬剤師 理学療法士 言語聴覚士 看護師 患者・入所者・家族代表 事務スタッフ その他 ()

10 運営方式 委託 委託 委託 委託

11 従業者 氏名 勤務形態 年齢(歳) 性別 所属 備考

12 従業者の研修内容 () 回数/年 () 回数/年 () 回数/年 () 回数/年

13 研修者(印刷券)の把握 有 無

14 研修(1日当たり平均) 朝食 昼食 夕食 (その他) 計

15 栄養補給法 経口栄養法 人(1日当たり平均) 経腸栄養法 人(1日当たり平均)

(裏)

16 約束事項 有 無 併用 成分栄養別

17 食糧 常食 有 無 併用 成分栄養別

18 個別の栄養管理 有 無

19 給与栄養目標量の設定 特別 年齢 身体状況(身長・体重・BMI) 身体活動レベル 血液検査結果

20 給与栄養目標量の種類 疾病別 肥満・やせの程度 その他 ()

21 給与栄養目標量等 1人1日(朝・昼・夕)当たり平均

たんぱく質	g	エネルギー	kcal	鉄	mg	カルシウム	mg	ビタミン	mg	食物繊維	g	食物繊維	g	たんぱく質	%	たんぱく質	%	たんぱく質	%
たんぱく質	g	エネルギー	kcal	鉄	mg	カルシウム	mg	ビタミン	mg	食物繊維	g	食物繊維	g	たんぱく質	%	たんぱく質	%	たんぱく質	%

給与栄養目標量 (名称)

実施給与栄養量

食品群別給与量

22 給与栄養目標量の達成に向けた実施給与栄養量の評価・改善 有 無 毎月 報告日のみ

23 給与栄養目標量の見直し (1) 実施回数 () 回数/年 () 回数/年 () 回数/年 () 回数/年

24 個人に合わせた給食の調整 有 無

25 給食の調整 有 無

26 食料費 有 無

27 作業指示書 有 無

28 給食日記 有 無

29 栄養教育 有 無

30 健康・栄養情報の提供 有 無

31 非常食等の備蓄 有 無

32 栄養成分表示 有 無

33 報告担当者 部門名 氏名

備考 1 のある欄には、該当する欄にレ印を記入してください。

2 14 食料の欄は、食料に同じ、法外を要する場合には、備考欄に記入してください。

3 21 給与栄養目標量等」の欄は、給与栄養目標量の種類を複数記載している場合は、利用者の数が多い給与栄養目標量等について記入してください。

第7号様式(2)中

代表者氏名	勤務形態	従事者数(人)				その他	合計
		管理栄養士	栄養士	調理師	給食事務		
	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任						
	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任						
	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任 <input type="checkbox"/> 非常勤						

を

氏名	勤務形態	従事者数(人)				その他	合計
		管理栄養士	栄養士	調理師	給食事務		
	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任						
	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任						
	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任 <input type="checkbox"/> 非常勤						

に、

身体活動への相別	30歳未満	30~49歳	50~69歳	70歳以上	計
低い(Ⅰ)	男 人	人	人	人	人
	女 人				
普通(Ⅱ)	男 人				
	女 人				
高い(Ⅲ)	男 人				
	女 人				
合計					

を

身体活動への相別	30歳未満	30~49歳	50~64歳	65~74歳	75歳以上	計
低い(Ⅰ)	男 人	人	人	人	人	人
	女 人					
普通(Ⅱ)	男 人					
	女 人					
高い(Ⅲ)	男 人					
	女 人					
合計						

に、「μgRAE」を「μgRAE」に改める。

第7号様式(3)中

を

代表者氏名	勤務形態	従事者数(人)				その他	合計
		管理栄養士	栄養士	調理師	給食事務		
	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任						
	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任						
	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任 <input type="checkbox"/> 非常勤						

を

氏名	勤務形態	従事者数(人)				その他	合計
		管理栄養士	栄養士	調理師	給食事務		
	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任						
	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任						
	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 併任 <input type="checkbox"/> 非常勤						

に、「μgRAE」を「μgRAE」に改める。

第9号様式を削り、第8号様式中「特定給食施設栄養指導票」を「特定(小規模)給食施設栄養指導票」に、「特定給食施設設置者」を「特定(小規模)給食施設設置者」に改め、「健康増進法」の次に「第18条第1項第2号又は」を加え、「特定給食施設栄養管理報告書」を「特定(小規模)給食施設栄養管理報告書」に改め、同様式を第9号様式とし、第7号様式(3)の次に次の1様式を加える。

第8号様式

小規模給食施設栄養管理報告書

(宛先)川崎市保健所長

年 月 日

住 所 氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票(第2号様式に限る。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

次のとおり栄養管理状況を報告します。

1 施設の種類	<input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 寄宿舎 <input type="checkbox"/> その他()	
2 施設の種類	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 委託先は、委託先 <input type="checkbox"/> 委託	
3 給食運営方式	名称 () 所在地 () 代表者氏名 ()	
4 給食管理担当者	電話番号	
5 代表者	氏名 勤務形態 勤務時間 栄養士 調理師 栄養士 調理師 給食 事務 合計	
6 従業員	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
7 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
8 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
9 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
10 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
11 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
12 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
13 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
14 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
15 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
16 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
17 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
18 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
19 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	
20 従業員	<input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	

備考 1 のある欄には、該当する欄内にレ印を記入してください。
 2 「11 食数」の欄は、食数に關し、注釈を要する場合には、備考欄に記入してください。

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第22号

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「
生年月日 年 月 日 性別 男・女
」

を

「
生年月日 年 月 日
」

に改め、「㊟」を削る。

第2号様式中

「
生年月日 年 月 日 性別
」

を

「
生年月日 年 月 日
」

に改め、「㊟」を削る。

第4号様式中

「 氏 名 印 」

を

「 氏 名 」

に、

「
生 年 月 日 年 月 日 性別 男・女
」

を

「
生 年 月 日 年 月 日
」

に改める。

第8号様式中

「
生年月日 性別
」

を

「

生年月日

に改める。

第10号様式中

「 氏 名 印 」

を

「 氏 名 」

に、

「
生 年 月 日 年 月 日 性別 男・女
」

を

「
生 年 月 日 年 月 日
」

に改める。

第11号様式中

「
生年月日 年 月 日 性別 男・女
」

を

「
生年月日 年 月 日
」

に改める。

第12号様式中

「
生年月日 年 月 日 性別 男・女
」

を

「
生年月日 年 月 日
」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第23号

川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則

川崎市立看護短期大学学則（平成7年川崎市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第43条第3項中「前2項」を「前3項」に、「必要があるときは」を「、必要に応じて」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「学長補佐及び」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 短期大学に、必要に応じて、副学長を置くことができる。

第46条中「、学長補佐」を削り、「事務局長」の次に「(川崎市立看護短期大学事務分掌規則第3条第3項に規定する事務局長をいう。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に定める者のほか、副学長を置く場合には、当該副学長を評議会の構成員として加えるものとする。

第49条第1項中「、学長補佐」を削り、同条第2項中「は、」を「は、教授会に、」に、「教授会に」を「構成員として」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定める者のほか、副学長を置く場合には、当該副学長を教授会の構成員として加えるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市立看護短期大学施設使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第24号

川崎市立看護短期大学施設使用規則の一部を改正する規則

川崎市立看護短期大学施設使用規則（平成9年川崎市規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学施設使用規則

第1条中「は、」の次に「川崎市立看護大学及び」を加え、「短期大学」を「看護大学等」に改める。

第2条中「短期大学の施設」を「看護大学等の施設」に、「短期大学」を「川崎市立看護大学」に改める。

第9条中「短期大学の教育上又は」を「教育上又は看護大学等の」に改める。

第11条第1項第3号中「、短期大学の教育上又は」を「教育上又は看護大学等の」に改める。

第1号様式中「(あて先)川崎市立看護短期大学長」を「(宛先)川崎市立看護大学長」に、「川崎市立看護短期大学施設使用規則」を「川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学施設使用規則」に改める。

第2号様式中「川崎市立看護短期大学長」を「川崎市立看護大学長」に改める。

第3号様式中「(あて先)川崎市立看護短期大学長」を「(宛先)川崎市立看護大学長」に、「川崎市立看護短期大学施設使用規則」を「川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学施設使用規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の規則第2条の規定により川崎市立看護短期大学の学長が行った行為又は川崎市立看護短期大学の学長に対して行われた行為で現に効力を有するものは、川崎市立看護大学の学長が行った行為又は川崎市立看護大学の学長に対して行われた行為とみなす。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市障害者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第25号

川崎市障害者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市障害者就労支援施設条例施行規則（昭和36年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市わーくす大島の項を削る。

第6条中「(第1号様式)」を「(別記様式)」に改める。
第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第2号様式を削り、第1号様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第26号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中

「

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方のみ記入してください。

医療保険者名		医療保険者番号	
医療保険被保険者証記号番号			

」

を

「

医療保険者名		医療保険者番号	
医療保険被保険者証記号番号			

」

に、

「

家族等連絡先 (代理人と同じ場合は、記入の必要はありません。)	住 所 氏 名 電話番号 ()	被保険者との関係
------------------------------------	------------------------	----------

」

を

「

家族等連絡先 (代理人と同じ場合は、記入の必要はありません。)	住 所 〒 氏 名 電話番号 ()	被保険者との関係
------------------------------------	--------------------------	----------

」

に改める。

第13号様式中

「

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方のみ記入してください。

医療保険者名		医療保険者番号	
医療保険被保険者証記号番号			

」

を

「

医療保険者名		医療保険者番号	
医療保険被保険者証記号番号			

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の

一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第27号

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和47年川崎市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第28号

川崎市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年川崎市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第102条第1項の規定による申請は」を「第102条第2項第1号に該当するものとして同条第1項の申請をする場合にあっては」に改める。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 省令第49条第2項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第29号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例（令和3年川崎市条例第60号）の施行期日は、令和4年4月1日とする。

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第30号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

大師	1回（2時間以内）	2,500円
小田	同（同）	2,500円
桜川	同（同）	2,500円
池上新田	同（同）	2,500円
等々力	同（同）	11,500円

を

等々力	同（2時間以内）	11,500円
-----	----------	---------

に、

大師	1回（1時間以内）	6,000円
御幸	同（同）	6,000円

を

御幸	同（1時間以内）	6,000円
----	----------	--------

に、

大師	
富士見	

を

富士見	
-----	--

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第31号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。別表八丁駅周辺自転車等駐車場の項中

第2施設	川崎市川崎区日進町34番3ほか
第3施設	川崎市川崎区日進町35番3

を

第2施設	川崎市川崎区日進町34番3ほか
------	-----------------

に改め、同表武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場の項中

第5施設	川崎市中原区新丸子東3丁目1,303番
第6施設	川崎市中原区小杉町3丁目417番1

を

第5施設	川崎市中原区新丸子東3丁目1,303番
------	---------------------

に改め、同表武蔵中原駅周辺自転車等駐車場の項中

第4施設	川崎市中原区上小田中6丁目1,316番7ほか
------	------------------------

を

第4施設	川崎市中原区上小田中6丁目1,316番7ほか
第5施設	川崎市中原区上小田中4丁目1,270番10ほか

に改め、同表武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場の項中

第6施設	川崎市高津区溝口1丁目413番4
------	------------------

を

第6施設	川崎市高津区溝口1丁目413番4
第7施設	川崎市高津区溝口1丁目360番7ほか

に改め、同表宮崎台駅周辺自転車等駐車場の項中

第3施設	川崎市宮前区宮前平3丁目1番1先
第4施設	川崎市宮前区宮崎2丁目3番11先
第5施設	川崎市宮前区宮崎2丁目3番12
第6施設	川崎市宮前区宮崎2丁目1番23ほか

を

第4施設	川崎市宮前区宮崎2丁目3番11先
第5施設	川崎市宮前区宮崎2丁目3番12
第6施設	川崎市宮前区宮崎2丁目1番23ほか
第7施設	川崎市宮前区宮前平1丁目1番7ほか

に改め、同表登戸駅周辺自転車等駐車場の項中

第4施設	川崎市多摩区登戸3,351番9ほか
第5施設	川崎市多摩区登戸3,422番4ほか
第6施設	川崎市多摩区登戸新町316番7ほか

を

第5施設	川崎市多摩区登戸3,422番4ほか
第6施設	川崎市多摩区登戸新町316番7ほか
第7施設	川崎市多摩区登戸3,529番1ほか

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表登戸駅周辺自転車等駐車場の項の改正規定中第7施設に係る部分は同年5月1日から、第4施設に係る部分は同年6月1日から施行する。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第32号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「普通預金口座」を「預金口座（普通預金口座及び別段預金口座をいう。次項及び第5項において同じ。）」に改め、同条第2項及び第5項中「普通預金口座」を「預金口座」に改める。

第82条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第2号の押印は、債権者が口座振替の方法により支払を受けようとする場合であって、その者が第136条の2第1項の規定により登録を受けた者であるときは、省略することができる。

第92条中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 川崎市立看護大学奨学金条例（令和3年川崎市条例第71号）による奨学金
別表第1市民文化局の項中

平和館	館長
-----	----

を

平和館	館長
市民ミュージアム	庶務を担当する担当課長

に改め、同表健康福祉局の項中

--	--

総合リハビリテーション 推進センターの課	課長
地域支援室	室長
動物愛護センター	所長
健康安全研究所	副所長

を

動物愛護センター	所長
総合リハビリテーション 推進センターの課	課長
地域支援室	室長
健康安全研究所	副所長
看護大学	総務学生課長

に改める。

別表第2市民文化局の項中

市民スポーツ室	庶務を担当する担 当課長	室の事務事業に附 帯する諸収入の収 納
オリンピック・パ ラリンピック推進 室	庶務を担当する担 当課長	室の事務事業に附 帯する諸収入の収 納

を

市民スポーツ室	庶務を担当する担 当課長	室の事務事業に附 帯する諸収入の収 納
---------	-----------------	---------------------------

に、

岡本太郎 美術館	副館長	岡本太郎美術館観 覧料、特別利用料、 入場料、受講料そ の他館の事務事業 に附帯する諸収入 の収納
-------------	-----	--

を

市民ミュ ージアム	庶務を担当する担 当課長	館の事務事業に附 帯する諸収入の収 納
岡本太郎 美術館	副館長	岡本太郎美術館観 覧料、特別利用料、 入場料、受講料そ の他館の事務事業 に附帯する諸収入 の収納

に改め、同表経済労働局の項中

	企画課	課長	書籍売払収入その 他課の事務事業に 附帯する諸収入の 収納
	国際経済推進室	庶務を担当する担 当課長	室の事務事業に附 帯する諸収入の収 納
産業振 興部	工業振興 課	課長	財産貸付収入、計 量器検査手数料そ の他課の事務事業 に附帯する諸収入 の収納
	観光プロ モーション 推進課	課長	地図売払収入その 他課の事務事業に 附帯する諸収入の 収納
	金融課	課長	中小商業店舗改造 資金貸付金収入、 中小工業機械類購 入資金貸付金収入 その他課の事務事 業に附帯する諸収 入の収納
都市農 業振興 センタ ー	農業振興 課	課長	課の事務事業に附 帯する諸収入の収 納
	農地課	課長	証明閲覧手数料そ の他課の事務事業 に附帯する諸収入 の収納
	農業技術 支援セン ター	所長	生産物販売代その 他所の事務事業に 附帯する諸収入の 収納

を

	企画課	課長	課の事務事業に附 帯する諸収入の収 納
	消費者行 政センタ ー	室長	計量器検査手数料 その他室の事務事 業に附帯する諸収 入の収納
経営支 援部	経営支援 課	課長	財産貸付収入その 他課の事務事業に 附帯する諸収入の 収納
	金融課	課長	課の事務事業に附 帯する諸収入の収 納
	観光・地域活力推 進部	庶務を担当する担 当課長	部の事務事業に附 帯する諸収入の収 納

に、

公営事業部	総務課	課長	入場料、車券売上金その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
-------	-----	----	-------------------------------

を

公営事業部	総務課	課長	入場料、車券売上金その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
都市農業振興センター	農業振興課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	農地課	課長	証明閲覧手数料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	農業技術支援センター	所長	生産物販売代その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

に改め、同表環境局の項中「地球環境推進室」を「脱炭素戦略推進室」に改め、同表健康福祉局の項中

保健医療政策室	庶務を担当する担当課長	室の事務事業に附帯する諸収入の収納
保健所	感染症対策課	課長 消毒手数料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	動物愛護センター	所長 動物愛護センター使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

保健医療政策部	動物愛護センター	所長	動物愛護センター使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
---------	----------	----	---------------------------------

に、

健康安全研究所	副所長	衛生試験検査手数料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
---------	-----	-------------------------------

看護短期大学	総務学生課	課長	入学選考料、入学料、授業料その他大学の事務事業に附帯する諸収入の収納
--------	-------	----	------------------------------------

を

看護大学	総務学生課	課長	入学選考料、入学料、授業料その他大学の事務事業に附帯する諸収入の収納
看護短期大学	総務学生課	課長	入学選考料、入学料、授業料その他短期大学の事務事業に附帯する諸収入の収納

に改め、同表建設緑政局の項中「みどりの協働推進課」を「みどり・多摩川協働推進課」に、

夢見ヶ崎動物公園	園長	公園使用料その他園の事務事業に附帯する諸収入の収納
等々力緑地再編整備室	庶務を担当する担当課長	室の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

夢見ヶ崎動物公園	園長	公園使用料その他園の事務事業に附帯する諸収入の収納
----------	----	---------------------------

に、「道路施設課」を「施設維持課」に改め、同表臨海部国際戦略本部の項中「臨海部事業推進部」を「事業推進部」に改め、同項の次に次のように加える。

危機管理本部	危機管理部	庶務を担当する担当課長	部の事務事業に附帯する諸収入の収納
--------	-------	-------------	-------------------

別表第2教育委員会事務局の項中

生涯学習部	生涯学習推進課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
-------	---------	----	-------------------

を

生涯学習部	生涯学習推進課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	地域教育推進課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納

臨海部国際戦略本部	臨海部事業推進部	庶務を担当する担当課長
-----------	----------	-------------

を

臨海部国際戦略本部	事業推進部	庶務を担当する担当課長
危機管理本部	危機管理部	庶務を担当する担当課長

に改める。

別表第2の2中

に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式

公 金 収 支 計 算 書

(総括店保管)

川崎市指定金融機関
横浜銀行 川崎支店長 様
本日の収納額及び支払額は、次のとおりです。

公 金 整 理 日				金融機関番号		店舗番号	
年	月	日					

区 分	収 納 件 数				収 納 額				振 替 額				
	歳計現金等	合同運用基金	東	千	件	十	百	千	円	十	百	千	円
普通又は別段													
普通又は別段													

区 分	支 払 額				
歳計現金等	合同運用基金	十	百	千	円
普通又は別段					
普通又は別段					

第5号様式を次のように改める。

第5号様式

預 金 明 細 書

(川崎市保管)

(宛先) 川崎市会計管理者

本日の収支及び預金残高は、次のとおりです。

公 金 整 理 日				金融機関番号		店舗番号	
年	月	日					

区 分	前 日 残 高				収 納 件 数				収 納 額				振 替 額				
	歳計現金等	合同運用基金	十	百	千	円	東	千	件	十	百	千	円	十	百	千	円
普通又は別段																	
定期																	

区 分	支 払 額				本 日 残 高				
歳計現金等	合同運用基金	十	百	千	円	十	百	千	円
普通又は別段									
定期									

<指定金融機関使用欄>

窓 口	収 納 件 数	収 納 額					
納税通知書等	東	千	件	十	百	千	円
M P N	指定金融機関分						
	指定金融機関分						

第8号様式(5)中

減額			限度超過額 (円)	減免額 (円)
所得割の減額 (円)	均等割の減額			
	率(割)	額(円)		

を

減額				限度超過額 (円)	減免額 (円)
所得割の減額 (円)	均等割の減額		未就学児 減額(円)		
	率(割)	額(円)			

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票(第8号様式(5)を除く。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告 示

川崎市告示第126号

令和4年1月11日付けで公示した多摩区登戸新町の市道多摩7号線予定地(自転車駐輪場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和4年3月16日

川崎市長 福田紀彦

- 入札占用計画の認定日
令和4年3月16日
- 認定の有効期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日
- 道路の占用の場所
川崎市多摩区登戸新町399-1
- 認定計画提出者
株式会社FIRST SHIP

川崎市告示第127号

令和4年1月11日付けで公示した高津区北見方一丁目の国道409号予定地(自動車駐車場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和4年3月16日

川崎市長 福田紀彦

- 入札占用計画の認定日
令和4年3月16日
- 認定の有効期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日
- 道路の占用の場所
川崎市高津区北見方一丁目288-13他
- 認定計画提出者
アマノマネジメントサービス株式会社

川崎市告示第128号

令和4年1月11日付けで公示した中原区小杉町三丁目の国道409号予定地(自動車駐車場・自転車駐輪場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和4年3月16日

川崎市長 福田紀彦

- 入札占用計画の認定日
令和4年3月16日
- 認定の有効期間
令和4年4月1日から令和6年3月31日
- 道路の占用の場所
川崎市中原区小杉町三丁目15-10他
- 認定計画提出者
タイムズ24株式会社

川崎市告示第129号

令和4年1月21日付けで公示した高津区北見方一丁目の国道409号予定地(自動車駐車場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和4年3月16日

川崎市長 福田紀彦

- 入札占用計画の認定日
令和4年3月16日
- 認定の有効期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日
- 道路の占用の場所
川崎市高津区北見方一丁目299-2

4 認定計画提出者
株式会社シテイリサーチ

川崎市告示第130号

令和4年1月11日付けで公示した中原区宮内四丁目の国道409号予定地（自動車駐車場）について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和4年3月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
令和4年3月16日
- 2 認定の有効期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市中原区宮内四丁目679-2、-3
- 4 認定計画提出者
株式会社シテイリサーチ

川崎市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、令和3年川崎市告示第118号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年3月18日

川崎市長 福田紀彦

- 1 届け出た地縁による団体
 - (1) 名称
橋本町会
 - (2) 主たる事務所の所在地
川崎市多摩区宿河原2丁目16番31号
 - (3) 代表者の氏名
大貫 欽也
 - (4) 代表者の住所
川崎市多摩区宿河原2丁目16番13号
- 2 変更事項及びその内容
 - (1) 主たる事務所の所在地
「川崎市多摩区宿河原2丁目163番地」を「川崎市多摩区宿河原2丁目16番13号」に改める。

川崎市告示第132号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月22日から令和4年4月5日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	富士見第8号線	川崎市川崎区富士見2丁目3番40先	6.00	87.26	
		川崎市川崎区富士見2丁目2番1先			
旧	富士見第8号線	川崎市川崎区富士見2丁目3番41先	6.00	88.21	隅きりを含む
		川崎市川崎区富士見2丁目2番1先			
新	富士見第8号線	川崎市川崎区富士見2丁目3番41先	6.00	88.21	隅きりを含む
		川崎市川崎区富士見2丁目2番1先			

川崎市告示第133号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月22日から令和4年4月5日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
富士見第8号線	川崎市川崎区富士見2丁目3番41先	
	川崎市川崎区富士見2丁目2番1先	

川崎市告示第134号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

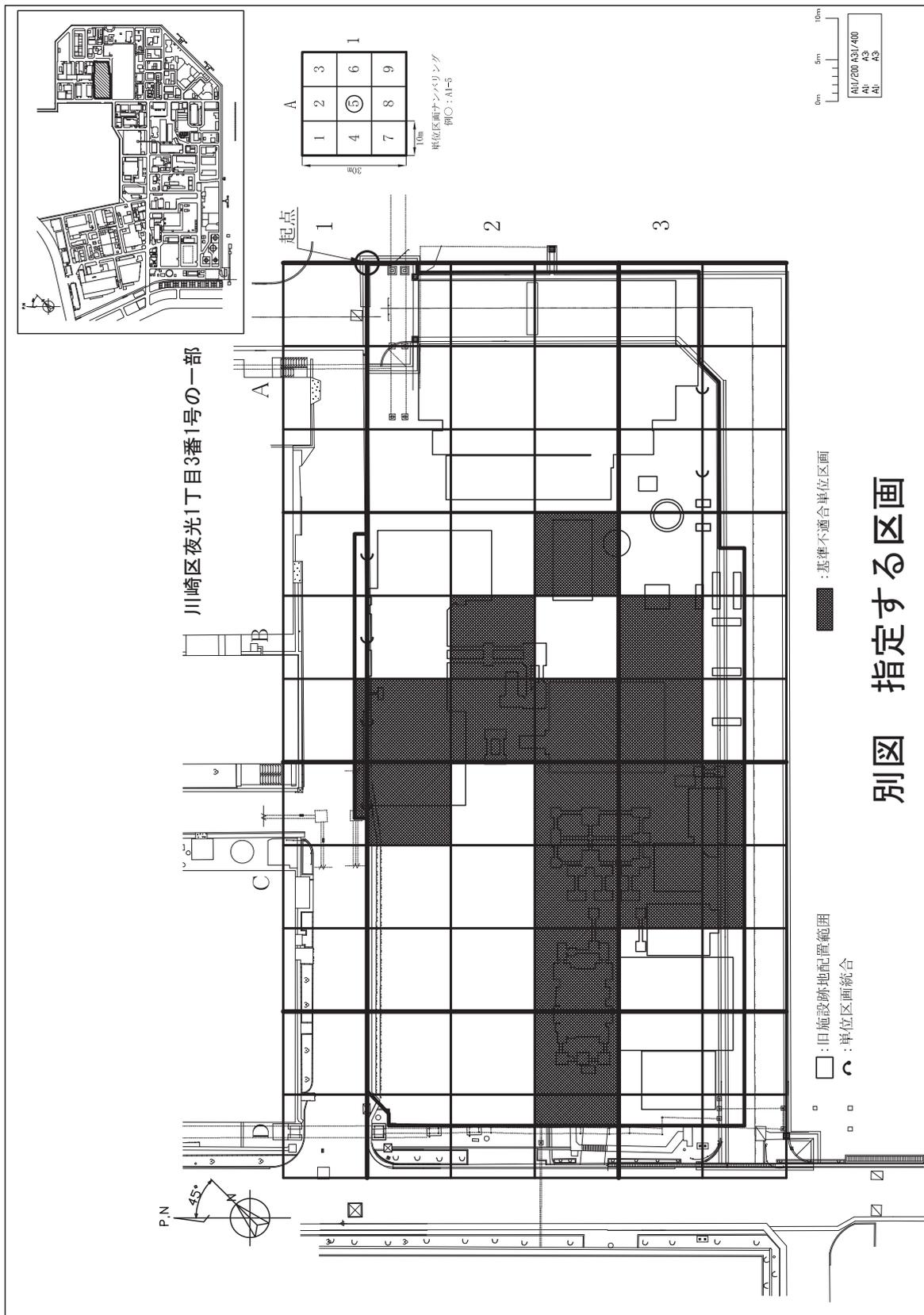
令和4年3月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定する区域
川崎市川崎区夜光1丁目3番1号の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称シアン化合物、鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称鉛及びその化合物

4 当該区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。



川崎市告示第135号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和4年3月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
 原動機付自転車 5,000円
 自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの
 自転車等の鍵
 印鑑
 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第136号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月23日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	点	
1	上小田中 第218号線	中原区 上小田中2丁目	705番 21先	
		中原区 上小田中2丁目	705番 1先	
2	神木本町 第186号線	宮前区 神木本町3丁目	1926番 4先	
		宮前区 神木本町3丁目	1917番 7先	
3	初山 第7号線	麻生区 黒川	4120番 先	
		麻生区 黒川	4156番 先	
4	菅生 第836号線	宮前区 菅生1丁目	1909番 16先	
		宮前区 菅生1丁目	1909番 32先	
5	宿河原 第299号線	多摩区 宿河原6丁目	793番 2先	
		多摩区 宿河原6丁目	793番 2先	
6	百合丘 第53号線	麻生区 百合丘1丁目	7番 89先	
		麻生区 百合丘1丁目	7番 110先	
7	黒川 第290号線	麻生区 黒川	4114番 先	
		麻生区 黒川	4177番 先	
8	黒川 第291号線	麻生区 黒川	4130番 先	
		麻生区 黒川	4119番 先	
9	黒川 第292号線	麻生区 黒川	4120番 先	
		麻生区 黒川	4156番 先	
10	黒川 第293号線	麻生区 黒川	467番 先	
		麻生区 黒川	4155番 先	
11	黒川 第294号線	麻生区 黒川	4129番 先	
		麻生区 黒川	4140番 先	

12	黒川 第295号線	麻生区 黒川	4140番	先	
		麻生区 黒川	4151番	先	
13	黒川 第296号線	麻生区 黒川	4187番	26先	
		麻生区 黒川	4156番	先	
14	黒川 第297号線	麻生区 黒川	4127番	先	
		麻生区 黒川	4134番	先	
15	黒川 第298号線	麻生区 黒川	4127番	先	
		麻生区 黒川	4132番	先	

川崎市告示第137号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい

道路の種類 市道

て、令和4年3月23日か令和4年4月6日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月23日

川崎市長 福田紀彦

整理 番号	路線名	起 点			敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
		終	点	点			
1	上小田中 第218号線	中原区 上小田中2丁目	705番	21先	4.00 ~ 5.78	21.63	
		中原区 上小田中2丁目	705番	1先			
2	神木本町 第186号線	宮前区 神木本町3丁目	1926番	4先	5.00	93.07	
		宮前区 神木本町3丁目	1917番	7先			
3	初山 第7号線	宮前区 初山1丁目	227番	55先	4.50	27.30	
		宮前区 初山1丁目	227番	50先			
4	菅生 第836号線	宮前区 菅生1丁目	1909番	16先	6.00	72.87	
		宮前区 菅生1丁目	1909番	32先			
5	宿河原 第299号線	多摩区 宿河原6丁目	793番	2先	4.50	22.95	
		多摩区 宿河原6丁目	793番	2先			
6	百合丘 第53号線	麻生区 百合丘1丁目	7番	89先	6.00 ~ 6.76	136.78	
		麻生区 百合丘1丁目	7番	110先			
7	黒川 第290号線	麻生区 黒川	4114番	先	4.92 ~ 10.68	396.33	
		麻生区 黒川	4177番	先			
8	黒川 第291号線	麻生区 黒川	4130番	先	5.88 ~ 9.48	134.02	
		麻生区 黒川	4119番	先			
9	黒川 第292号線	麻生区 黒川	4120番	先	4.00 ~ 5.67	104.15	
		麻生区 黒川	4156番	先			
10	黒川 第293号線	麻生区 黒川	467番	先	4.00	79.19	
		麻生区 黒川	4155番	先			
11	黒川 第294号線	麻生区 黒川	4129番	先	5.41 ~ 8.56	108.42	
		麻生区 黒川	4140番	先			
12	黒川 第295号線	麻生区 黒川	4140番	先	4.89 ~ 14.20	225.43	
		麻生区 黒川	4151番	先			
13	黒川 第296号線	麻生区 黒川	4187番	26先	4.21 ~ 8.27	125.79	
		麻生区 黒川	4156番	先			
14	黒川 第297号線	麻生区 黒川	4127番	先	4.40 ~ 15.04	188.04	
		麻生区 黒川	4134番	先			
15	黒川 第298号線	麻生区 黒川	4127番	先	4.41 ~ 9.65	41.91	
		麻生区 黒川	4132番	先			